

# 令和3年6月定例会

令和3年6月8日（火曜日）

## ◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

### 出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

### 欠席議員（0名）

## ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長  
嶋田愛 総括主任

齋藤淳 議事係 長

## ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長  
板坂憲助 教 育 長  
後藤浩 防災・危機管理監兼  
総務課 長  
牧野隆博 政策推進監兼  
企画財政課 長  
矢作勲 税務町民課 長  
増川仁 農林振興課長併  
農業委員会事務局 長  
須藤俊一 都市整備課 長  
岸康彦 会計管理者兼  
会 計 課 長  
秋場弘昭 生涯学習課 長

河内耕治 副 町 長  
真木吉雄 監 査 委 員  
真木秀章 総務課主幹  
宇野勝 まちづくり推進課 長  
堀米清也 健康福祉課 長  
佐藤晃一 商工観光課 長  
今部憲治 上下水道課 長  
鈴木淳子 学校教育課 長

## ◎ 議 事 日 程

令和3年6月8日（火） 午前9時開議

### 議事日程第3号

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案の審議、採決
  - 議第47号 令和3年度河北町一般会計第3回補正予算について
  - 議第48号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について
  - 議第49号 令和3年度河北町水道事業会計第1回補正予算について
  - 議第50号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第51号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第52号 河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第53号 河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 請願付託案件の常任委員長報告、採決
- 日程第4 議員の派遣
- 日程第5 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

### 追加議事日程第1号

- 日程第1 議案の上程
  - 議第59号 令和3年度河北町一般会計第4回補正予算について
  - 議第60号 損害賠償の額の決定について
  - 議員発議第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出について
- 日程第2 提案理由の説明
- 日程第3 議案の審議、採決
  - 議第59号 令和3年度河北町一般会計第4回補正予算について
  - 議第60号 損害賠償の額の決定について
  - 議員発議第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出について

閉 会

---

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりで

あります。

**○漆山光春議長** 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、答弁を含めて60分であります。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

本日は、3番槇正義議員からであります。

3番槇正義議員の一般質問を行います。

「3番槇正義議員」

**○3番（槇正義議員）** おはようございます。

3番、一般質問を行います。

質問事項の第1といたしまして、昨年7月の豪雨災害における災害対応、とりわけ避難所開設・運営について、避難者の方から多くの意見が出されておりますが、出された意見について、町の検証と今後の対策についてお伺いしたいと思います。

昨年の豪雨災害から早くも10か月が経過いたしました。今年は全国的に早い梅雨の季節を迎えておりますが、昨年の教訓を生かし、今後の災害にしっかり備えていく必要があるかと思っております。

さて、繰り返しになりますが、昨年7月26日夜から降り始めました雨は、28日まで降り続き、最上川の水位は下野観測所で17メートル55と最高水位を観測し、町は28日午後零時48分に避難勧告、そして午後7時40分に町内全域に避難指示を発出しました。町内11か所と町外2か所の13か所の避難所には1,081人の多くの町民が避難を余儀なくされたところであります。

そこで、町内に設けられた避難所では、避難者の受付が始まりまして、新型コロナウイルス感染症対策としての検温や健康チェックも含めた入念な受付名簿の記入など、避難所は混雑し、多様な避難者の避難誘導にも適切に対応できない状況が続いたと思っております。避難所には運営スタッフも少なく、避難指示が出された初期の段階では、少ない職員

だけで準備と受付を行っておりました。避難用資材の準備、飲み物・食事の遅れ、職員は本部との連絡もできないほど忙しい状況が続きまして、避難者の皆さんからは多くの不満のご意見をいただいたところであります。

そこで質問の1つ目として、避難所開設と運営は適切に行われたのかどうか、また自主防災会組織が避難所開設の準備、運営の支援に適切に関わったのかどうか、率直にお伺いしたいと思います。

2つ目の質問として、昨年の豪雨災害時に、75歳以上の高齢者、障がい者を対象にした避難行動要支援者のうち、個別計画書に基づき、地域支援者の助けを借りて避難された要支援者はどのくらい避難されているのかお伺いしたいと思います。特に今後の災害時に要支援者の避難を円滑に行うにはどうするか確認しておく必要があると思っております。

また、新規の個別計画書の作成のほかに、再点検の確認作業についてどうしているかお伺いしたいと思います。

質問要旨の3つ目といたしまして、いつ起こるか予測できない災害に備えまして、住民参加の実践的な防災訓練は大変重要であり、町の総合防災訓練のほか、各地区の地区単位の身近な訓練などの指導と進め方について、町の指導と進め方についてお伺いしたいと思います。

さて、大きな質問事項の2つ目として、紅花資料館についてお伺いしたいと思います。

紅花資料館はベニバナに特化した全国的にも貴重な資料館だと思いますが、入館者の減少が続いておまして、魅力ある紅花資料館として入館者を増やす対策についてお伺いしたいと思います。

質問要旨の1つとして、紅花資料館の入館

者数は、年間2万人をピークに、平成29年には2万人を割り込みまして1万8,128人、令和元年1万4,600人、令和2年には7,900人と、特にここ2年間は新型コロナウイルス感染症拡大も影響して、入館者数は大幅な減少が続いております。

早急に、新型コロナ後を見据え、恒常的な入館者の減少を克服、そして何といたっても日本遺産「山寺が支えた紅花文化」の関連施設としての紅花資料館を積極的に発信、PRし、年間を通しての入館者数の増加に結びつける抜本的な検討を行うことについてお伺いしたいと思っております。

2つ目として、本年度から学芸員、紅花資料館長の配置を行っておりますが、その狙いと具体的仕事についてお伺いしたいと思っております。

3つ目として、紅花活性化施設と紅花資料館の効果的連携についてお伺いしたいと思っております。

この紅花活性化施設は、年間を通してペニバナの温室栽培を行える施設として、紅花資料館と連携した施設と考えております。この施設が紅花資料館の関連施設として相乗効果を発揮しているのかどうかお伺いしたいと思っております。

質問事項の第3として、本町の有力な観光資源でありますいもこ列車運行と、谷地軌道研究会出版の「いもこ列車・谷地軌道物語」の活用についてお伺いしたいと思っております。

まず第1として、子供たちに町の宝物として自慢できるものは、いもこ列車と児童動物園があると思っております。今、いもこ列車は河北中央公園で年間6回運行し、町内外から家族連れが訪れ、町の活性化につながる本町にとって最大級の観光資源であると思っております。運行回数を増やすほか、いもこ列

車の運行と児童動物園との連携したイベントなど、にぎわいのあるまちづくりについてお伺いしたいと思っております。

今年で中央公園にいもこ列車が移送されてから30年ちょっと経過いたしました。また、この9月には新庁舎が完成するなど、大きな節目の年に当たり、よりにぎわいと活気のあるまちづくりを目指し、いもこ列車と児童動物園との連携した取組の検討などについてお伺いしたいと思っております。

2つ目として、谷地軌道研究会が平成25年3月に出版いたしました冊子「いもこ列車・谷地軌道物語」によりますと、今からおよそ105年前の大正5年に、地元の事業家、升川勝作氏を中心に、谷地軌道株式会社を発足させ、軌道列車、いわゆるいもこ列車として、大正から昭和初期にかけて20年間、神町・谷地道海の6キロをたくましく、物資、物、人を運び走り続けました。谷地からは特産品として、米、生糸、草履などを運び、到着する貨物は石炭、肥料、魚類が運び込まれ、谷地の経済を支えた様子が生き生きと描かれているところであります。

現在のいもこ列車は、当時の河北青年会議所の皆さんが、昭和62年にいもこ列車復活運動を思い立ち、昭和63年に新聞に協力者募集と購入資金集めを訴え、台湾に同じ型の蒸気機関車が3台あることを突き止め、1948年、ベルギー製の機関車を現地で調達し、輸入し、船で東京埠頭に、そして東京埠頭からは大型トレーラーで河北中央公園に運び、今日に至っております。

このように、大正から昭和の初期にかけて、最上川に500メートルの木製の橋を架け、神町・道海間の谷地軌道列車、いわゆるいもこ列車による経済活動に思いを強くし、当時の河北青年会議所50名が立ち上がり、現在のいもこ列車の復活と運行につなげてお

ります。

この冊子「いもこ列車・谷地軌道物語」を、現在の動態保存されているいもこ列車と関連づけまして、町内の小・中学校で生きた郷土史の学習資料として活用することなどについてお伺いしたいと思います。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○漆山光春議長** 3番榎正義議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 3番榎正義議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、昨年7月の豪雨災害時の避難対応、とりわけ避難所開設・運営について、避難者から多くの意見が出されていることの検証と今後の課題、対策についてお答えいたします。

1点目の、避難所開設・運営と自主防災会との関わりについてでございます。

昨年7月、豪雨災害時の避難所の開設・運営について、事前に新型コロナウイルス感染防止に配慮した受付方法、健康状態のチェック、体調不良者への対応などの点において職員を対象とした講習を行い、その点ではマニュアルに即して対応したものと考えておりますが、実際の避難所では避難者名簿の作成や健康状態チェック表の記入に時間を要し、混雑いたしました。

また、職員の配置につきまして、途中から人数を増員し、施設によっては避難された方が比較的少ないところもありましたので、職員を他の避難所へ移動させるなどの調整も行いましたが、総じて対策本部からの情報伝達が十分でなかったこともあり、その場を仕切ることができませんでした。

さらに、夏にしては肌寒かったことへの対策など、避難所物資の不足、避難された皆

さんへの適切な情報提供など、職員の意見聞き取りや被災地区との懇談会を通して課題が浮き彫りになりました。

そのため、どの職員がどの避難所を担当し、どのような役割を担うのかをあらかじめ明確にしておくとともに、避難所ごとに施設管理者との連絡体制を確認しておくなど、円滑な避難所の開設と運営ができるよう体制を整えてまいります。

ご質問の避難所開設・運営と自主防災会との関わりにつきまして、地域防災計画の中では、「町は、指定避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する」としております。職員のみでの避難所運営に無理があることは、昨年の7月豪雨災害で改めて検証されましたので、今後は地域防災計画に記載のとおり、自主防災会や地域住民などにも協力を呼びかけながら、より円滑な開設・運営を図ってまいります。

また、今年度は自主防災会の皆様と職員とが意識を共有して臨めるように、災害時の初動体制の強化とスムーズな避難所運営を目的とした災害対策本部の運営訓練や避難所開設・運営訓練を実施いたします。

2点目の、避難行動要支援者の避難支援と個別計画の点検について申し上げます。

昨年7月豪雨の際の各避難所における避難者数は、おっしゃるとおり1,081人ですが、このうち個別計画に基づき、地域支援者の支援により避難された要支援者の実数ということでは把握できておりません。実際に避難された方からは、自分の家族を避難させるのに精いっぱい、要支援者に気を配る余裕がなかったという言葉もいただいております。実際に避難する場面を想

定した、より実効性のある個別計画にすべきであるという認識を強く持っているところであります。

個別計画の作成手順といたしましては、町において避難行動要支援者の要件に該当することとなった方の名簿を作成し、ご本人から個人情報提供の同意をいただき、さらに区長に同意者の情報を提供するとともに、避難行動要支援者一人一人の個別計画を作成する流れとなっております。

今年度も、個別計画作成の説明会を予定しておりますが、事務的な説明にとどまることなく、昨年の経験を参考にいただき、例えば同一人物が多くの特支援者をサポートする無理な計画ではなく、避難行動を想定した実効性のある計画づくりについてご理解とご協力をお願いしていきたいと考えております。

3点目の、町は地区ごとに実践的防災訓練を行い、住民の安全・安心につなげることについて申し上げます。

ご指摘のとおり、地区ごとに実践的な避難訓練を実施することで住民の安全・安心につながると考えております。今年度から新たに防災専門員を任用し、地域の方々が実践的な避難訓練が実施できるよう指導・助言をさせていただき体制を整えました。

現状として、地区独自の避難訓練や防災に関する学習会を毎年のように実施している地区がある一方、方法が分からないために実施できていない地区もあるかと思っておりますので、少しでも多くの地区で実施されるよう啓発活動に力を入れてまいります。

次に、紅花資料館の入館者数の回復を図る取組についてお答えいたします。

1点目の、紅花資料館の入館者を増やす抜本的検討の必要性について申し上げます。

紅花資料館の入館者については、観光形態

の変化が大きく関わっており、入館者が多い時代には大型バスなどでの団体旅行が、近年は個人や小グループでの旅行が多い傾向になっております。また、ここ数年は台湾や韓国からのインバウンドによる団体の入館者増に向けた誘客活動を積極的に行い、令和元年度には1,907名もの外国人から来館いただいたところであります。

コロナ禍にある現在は、マイクロツーリズムと言われる、自宅から1時間圏内などからお越しになる観光客が多くなってきている状況です。

加えて、昨年度は小中学校及び高等学校の修学旅行について、コロナ禍であるために、東京など県外への旅行が規制されたこともあり、県内の文化施設の見学へと変わり、紅花資料館にも隣県も含めた16校から多くの児童、生徒から来館いただきました。今年度につきましても引き続き来館いただけるよう、PRのダイレクトメールを送付したところであります。

このように、しばらくはマイクロツーリズムによる観光客をターゲットとした情報発信が入館者回復を図る上で重要であると考えており、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、段階的にPRの範囲を広げ、入館者の増加につなげていきたいと考えております。

ご提案ありました日本遺産「山寺と紅花文化」の関連施設として積極的にPRすることはもちろんのこと、各広域観光協議会の事業、新聞、テレビ、SNS等を活用しながら、収蔵品等の展示や紅花資料館での企画に興味を持っていただけるよう工夫しながら情報発信していきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を実施しながら、昨年実施し、多く

の来館をいただきました「ゆるべに市」などのイベントを観光協会と連携しながら開催し、入館者を増やしていきたいと考えております。

2点目の、紅花資料館館長、学芸員の狙いと具体的な仕事について申し上げます。

まず、館長について申し上げます。館長は、紅花資料館運営の総括、企画運営方針の決定、渉外など、紅花資料館を代表する顔として、先頭に立って紅花資料館のPRを行っていただく狙いの下、町と協議の上、指定管理者として紅花資料館の管理運営を行っている観光協会で選任いただいたところでもあります。

学芸員については、収蔵品の管理、展示、展示内容の企画、説明などの業務に従事しており、これまで十分でなかった収蔵品の適正な管理と専門的な視点から展示を行うことなどを期待しております。また、近隣でベニバナや人形などを主に展示する類似施設の学芸員との横のつながりを持つことにより、情報の共有、収蔵資料に対する知識の向上、企画展などによる展示資料の借用、貸出しがスムーズに行えるようになり、紅花資料館の魅力向上につながると考えております。

3点目、紅花活性化施設と紅花資料館の効果的連携について申し上げます。

これまで紅花活性化施設での水耕栽培については、年間を通してベニバナを見られることを目指し、通年栽培に取り組んできたところでもあります。

一方、紅花資料館の館内では、紅花ガラスハウスで初夏と秋の2回、露地で1回の年間で3回、生のベニバナを見ることができます。活性化施設との連携については、主にガラスハウスや露地で栽培していない時期に水耕栽培の状況をPRしてきたところ

ですが、紅花資料館の入館者で紅花活性化施設を訪れる方は多くない状況であります。町観光協会と協力しながら、ベニバナに関する様々なイベントや関連商品等と絡めた中で、水耕栽培のPR方法を探ってまいります。

次に、町の観光資源であるいもこ列車の運行と「いもこ列車・谷地軌道物語」について申し上げます。

1点目の、いもこ列車の運行を楽しみに町内外から多くの家族連れが訪れ、町のにぎわいと活気につながっている。運行回数の増加、児童動物園と連携したイベントなど、にぎわいのあるまちづくりについて申し上げます。

いもこ列車の運行につきましては、通常年6回公開しておりましたが、令和2年度はコロナ過の影響で3回の実施となりました。人数制限を設けての運行ではありましたが、延べ496名の乗車があり、遠方から来られる方もおられ、大変好評をいただいております。町の貴重な観光資源であり、歴史的価値を生かしながら運行体制の強化を含め、活気あるまちづくりにつなげてまいります。

また、議員のご提案につきましては、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しておりませんが、動物ふれあい体験が再開された際に、いもこ列車の開催期日を合わせた上で、相互にPRし、人の流れが生まれるような取組や、季節によっては動物を中央公園に出張することなども可能かどうか検討してまいります。

2点目、谷地軌道研究会が出版した「いもこ列車・谷地軌道物語」は、谷地の大正から昭和初期にかけて、いもこ列車と本町の経済発展の動きを伝えたもので、現在、動態保存されているいもこ列車と関連づけ、

生きた郷土史として広くPRすることについて、申し上げます。

「いもこ列車・谷地軌道物語」は、町の文化財保護審議会会長を務める鈴木勲氏を代表とする谷地軌道研究会に所属する4名の方が、町立中央図書館で所蔵しております榎久右衛門家文書のほか、升川建設株式会社が所有する谷地軌道関係書類などを参考に平成25年3月に出版した冊子であり、町の歴史、経済、文化、人々の生活の様子を知る上で優れた良書であると認識しており、町の中央図書館にも恵贈いただいております。

いもこ列車につきましては、小学3年生の社会科の副読本「わたしたちの河北町」の中で、町の交通の様子はどのように変わってきたのかとして、子供たちの探求型学習の教材として取り上げております。いもこ列車が実際に交通手段として活用されていたことを知らないお子さんもおり、この単元での気づきを基に、当時を知る人に話を聞いたり、資料を集めたりして、調べ学習を進め、町の様子や人々の生活の移り変わりについて考えを深められるようにしていきたいと考えております。

また、町の移り変わりの単元の末には、調べ学習で分かったことから、これからの発展について、子供たちが考えて話し合う場面が設定されており、社会科で学んだことをきっかけに、総合的な学習の時間や個人の研究など、その先の発展学習として、河北町の宝について学び続けていけるように努めてまいります。

以上、お答え申し上げます。

**○漆山光春議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「3番榎正義議員」

**○3番（榎正義議員）** 丁寧ありがとうございます

ました。

再質問に入りますが、余談なことですけれども、二、三日前に2回目、ワクチン接種をさせていただきまして、昨日から何かぼーっとしている、いつもぼーっとしているのですけれども、そういう感じがしていますので、いろいろとお許しをいただきたいと思います。

最初に、本論に入る前に、この大災害から10か月が経過いたしました。5月24日に町から令和2年度の災害復旧・復興の総括と、さらに地区懇談会から出された意見とか、町の職員から出された意見などをややまとめた災害対応の検証状況について、議会に中間的に説明がありました。その内容としては、避難勧告や避難指示の発令のタイミング、初動体制が適切であったのかどうか。あるいは、避難所開設、運営についてどうだったのか。それから、日頃の職員研修、職員の防災研修や災害時の支援の在り方、防災情報の発信がどうだったのか。被災者支援がよくできているかというか、しっかりやっているか。幅広い視点からの検証が、説明がありました。

その中心は、今ほど申し上げたように、地区懇談会での意見とか、職員の意見が中心でありますので、具体的な避難所での様々な意見については、その場に譲ることになりましたして、私がお願いしておきたいのは、中間的総括を示していただいたのですが、歴史的な大災害の総括、検証でございまして、私はこの本町は災害のない穏やかな町だということの中で、昨年7月の大災害が起きたわけですから、しっかりと検証して、後世の批判にしっかり耐え得るような、いわゆる検証が必要なのではないかと思いますので、ぜひ中身を吟味していただいて、まとめていただきたいと思いますということを、まず

申し上げておきたいと思います。

避難所の開設運営と自主防災会との関わりについて何うところがございますけれども、避難所開設、運営などについて、本来は町、それから避難所の施設管理者、そして自主防災会の三者のいわゆる開設、運営に関わる運営マニュアル、あるいは協議というものをしっかり行って、防災に備えるということが大変重要なのではないかと思いますけれども、避難所開設、運営のためのマニュアル、三者のマニュアルというのは今できているのでしょうか。あるいは、マニュアルがなくとも、これまでしっかりと対応してきたということなのか、まず伺っておきたいと思います。

**○漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

**○真木秀章総務課主幹** マニュアルにつきましては、地域防災計画が基準になりますし、また避難所運営のマニュアルもございます。

**○漆山光春議長** 「3番 槇正義議員」

**○3番（槇正義議員）** マニュアルがあっても、具体的な実践といいますか、そういうところが私は欠けているように思いました。したがって、町、避難所の施設管理者、自主防災会の三位一体になって、協力関係をしっかり築いて、いつ起きるか分からない防災に備えていく必要があるのではないかと思います。

それから、基本的なことをもう一つお尋ねしますが、自然災害対策になりますと、自主防災組織というのが全面に出てくるわけですけれども、どうもその自主防災組織が町内ごとに、昨日もお話あったように、ほぼつくられていると。その上に、西里、北谷地とか、地区ごとにその上部組織といいますか、そういうものがつくられて、河北町から言えば、河北町の本体の支部組織、そして河北町全体でいうと、自主防災組織

の協議会、そういうものが私はあって、そして防災対策では区長とまた別に、組織としてしっかりその自主防災組織というものが縦系列でしっかり関わっていく、そういうことで例えばこの大きな災害のときに、町内全域での自主防災会議の意思統一とか、あるいは全員が集まれないとすれば、支部ごとの意思統一をすとか、そういうことがあるのかどうか。それが、区長と、時々すり替わるといいますか、一緒になると。そういうことでは明確にならないのではないかと。確かに地区に行きますと、いわゆる区長と自主防災会の会長を兼ねている人もいますけれども、そこはしっかりと区分けをして具体的な対策を打たないと、何か現地に行きますとすっきりしないのでありますけれども、そこら辺の組織の在り方について、まずお尋ねしたいと思います。

**○漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

**○真木秀章総務課主幹** ただいま後半のほうで自主防災会と区長との兼ね合いということでも話題にさせていただきましたので、参考までに申し上げますと、89ある自主防災会の中で、区長が会長を兼ねられているケースは85ございます。ですので、9割5分程度は区長が兼ねていらっしゃるという現状であるようでございます。

その上で申し上げたいと思うのですが、自主防災組織につきましては、町全体の協議会がございまして、令和元年度までにおきましては、講師を招いて、防災に関する学習機会を設けていただいたり、あるいは事例発表などを行っていただいて、それぞれの取組をお互いに交換し合うという場がございました。令和2年度におきましては、コロナ禍ということで実施できなかったという経過がございます。

今年度におきましては、町長答弁にもあり

ましたように、職員と共に避難所開設、運営訓練というのを、こちら県の自主防災アドバイザーを講師に招いて実施する予定でありますので、そうした中で職員側、行政側と自主防災側、お互いに協力し合いながら、避難所開設、運営に取り組んでいけるのかなと考えているところです。

○漆山光春議長 「3番槇正義議員」

○3番（槇正義議員） 圧倒的に兼ねていることが悪いということではなくて、その会議をするときにめり張りをつけて、そして組織の下ろし方とか、あるいは区長が今日の会議は何の会議かということが分かるように、しっかりとお願いしたいと思っているところでございます。

そこで、避難行動要支援者の避難支援と個別計画の点検について伺いたいと思います。

ご案内のように、要支援者の避難支援については、本庁でも平成27年からその制度を適用しておりますが、要支援者の避難支援制度というのはご案内のように、75歳以上の高齢者、そして障がいのある方などを対象にして、お一人で災害があったときに避難ができない、そういうことで地区の防災会、自主防災会議、あるいは町、そして民生児童委員などと協議をして、要支援者の支援を個別計画書に落として、そしてしっかりと万が一のときの支援員を確定していくという制度だと思います。

昨年7月に私も7月の豪雨が終わった9月定例会でこの件について質問させていただいたのですが、その当時、個別計画書を策定している者が、恐らく当時930人ぐらいおられたと聞いております。そうしたときに、確実に要支援者の期待する避難ができたのかということの検証はされているのかということについて、今後の課題だということをお願いして、回答として出されております。

こういう表現でした。「災害時の避難行動要支援者の支援について、実際の避難者や自主防災会での行動はどうだったのか検証を進めてまいります」という答弁でございます。

したがって、私は昨年7月の段階で、生命に関係するようなことがなかったわけですから、それでいいということに言う人もおりますが、しかし驚いたことに、実はこんな話も先ほど区長会と自主防災会をしっかりと区分けしてほしいという一つの表れとして、区長会の話聞くことができたのですけれども、個別計画書を持ってこられました。個別計画書は前の区長から引き継いだんだと。区長と言うのですよね、やっぱり。これをどうするかというのが分からないと、今そういう現場の実態も、全てではないと思いますけれども、あるのです。

したがって、930人の7月段階で、自分の支援をしていただくことを期待しておったことについて、どうだったのか検証して見る必要があるのではないかと。私は、その検証というのは、この避難行動要支援者の避難制度を、いわゆる絵に描いた餅にしないで、しっかりと災害弱者の皆さんを救済という語弊があるのですけれども、いわゆる支援をしていく、そういうことにつながるのではないかと。そのことを、個別計画書を曖昧にしておく、いわゆるこの制度というのは、パンクしてしまうのではないかと、思うわけでございます。

そういう意味で、これから区長ではない、いわゆる自主防災会議組織を通じてどうだったのかと。個別計画のとおり支援をしたのかどうか。あるいは、930人に自主防災組織がなかなか厳しいとすれば、郵送で皆さんの個別計画書どおりに支援いただいたのかどうか、そのときの状況を聞く。そして、

検証してみる。そのことが重要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 ただいまの再質問の中で、実例として、前の区長から引き継いだけれども、どうするのか分からないというお話があったということ、非常に貴重な情報をお寄せいただきまして、ありがとうございます。今後私どものほうで対応していかなければいけない重い課題だなと受け止めたところです。

実際に昨年度の検証におきましても、課題として、そのまま引き継いでおります。町長答弁にありましたように、実数という部では、なかなか把握が困難なところでございますが、いわゆる個別行動計画にあると対応ができなかった事例もあるのでないかという観点で、今年度は取り組んでいかなくてはいけないと考えているところです。

○漆山光春議長 「3番楨正義議員」

○3番（楨正義議員） 昨年の930人の皆さんがどうだったのかということについて、検証する何か考えはあるのかどうか、お尋ねいたします。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 個別計画ありますので、そこで検証できるのではないかと考えます。なお、防災危機管理室の中で、どのようにして集計していくかというのは引き続き検討させていただきたいと思います。

一応参考までに、現時点での個別計画数は917と集計させていただいております。

○漆山光春議長 「3番楨正義議員」

○3番（楨正義議員） その930人の検証というのは、机の上でやられて大丈夫だということでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 机上での確認ではございませんで、具体的な方法というのがちょっと今頭に浮かんできていないという状況でありますけれども、個別計画という名称どおり、個々に検証していかなければいけないと考えております。

○漆山光春議長 「3番楨正義議員」

○3番（楨正義議員） 方法については、やっぱり皆さんの検証する側もいろいろと事業があると思いますので、どうだったのかという検証についてはぜひ行っていただいて、そして新たな避難行動要支援者の避難支援制度が生きたものになるように、そして信頼のある個別計画書になるように、ぜひ工夫をしていただきたいと考えております。

あともう一つは、個別計画書が変更になった。例えば、地域の支援者が3年間Aさんだったのですけれども、隣の人が転勤してBさんになった、そういう変更届とそれから関係者に対するいわゆる周知といいますか、そういう具体的なことについて、町としてはどのように今展開しているか。要支援者にとっては命の綱でございますので、その辺のお話をお聞きしたいというのが1点。

もう1点は、いわゆる要支援者が地域の皆さんから助けをいただいて、一般の避難所に避難した場合ですね、そうしたときに途中で体調が悪くなったと。そういうときには、要するに町と協定を結んでいる福祉避難所に移ってもらう可能性もあるわけです。そのときの判定をどういう形でやっていくのか。本当に寝たきりの人なのかと、また違って、途中で具合が悪くなって、一般の避難所で避難する生活はできないと誰もが思ったときに、どなたが判定されるのか。そういうことについて、この2点についてお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 前段でお出しいただいた再質問についてなのですが、今年度の実例といたしまして、これまで支援者として個別計画にお名前が載っていた方、体が動かなくなって、私が支援するのは無理ですというお申出をいただいて、変更させていただいたという実例がございます。当然年数を経れば、そういうことも出てまいりますので、こうしたことに対しては柔軟に対応してまいりたいと考えております。今年度1件の実例が既にごございます。

後半の福祉避難所に関してなのですが、現在河北町においては福祉避難所3か所ということで位置づけておりますが、先般、法改正になりまして、福祉避難所の位置づけも変わってくるようになっております。あらかじめ避難される方々をリスト化して対応するという内容であったかと認識しております。そうすることで、一般の避難者の方々が福祉避難所に集結して、非常に混乱したという他の事例があるようですので、それを避けるための措置で、少し運用が変わっていくというような認識でおりますので、まだ詳しく述べるほど蓄えがございませんで恐縮なのですが、福祉避難所の運営の仕方もしっかりと勉強してまいりたいと思います。

○漆山光春議長 「3番槇正義議員」

○3番（槇正義議員） 普通の方が福祉避難所に殺到されても困るわけですから、何らかの区別というのは必要だと思いますけれども、そんなにひどくない方が避難所に連れて行ってもらったときに、体調を壊して、そして一般の皆さんと一緒に避難生活を送ることが極めて困難だという判断、そういうときもあると思いますので、そういうことなども含めて、自主防災会というステージの

中でしっかりと、災害の場合は自主防災会ということをしかりとこの皆さんに、区長の皆さんに分かってもらっていただくように、ぜひ皆さんのほうでもそういう会議を持っていただくということをお願いしておきたいと思います。

あと、変更になった場合なんかは、関係者にしっかりと確認ができるようにしていく、その変更の事務的な取扱いというのは、皆さんでは単にここが変わった、人が替わったんだというところではなくて、本人の要支援者にとっては大変重要なことでもありますので、そういう認識で事務を進めていただきたいと思います。避難行動要支援者については、ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、紅花資料館の入館者でございますけれども、最高のときはたしか平成27年に2万1,000人を数えて、入館者数があったと思います。それが、最近コロナの前の、平成30年の実績を見ますと、1万5,000人台になっている。こんなに急激に減ってしまった、その対策について深刻に考えてみる必要があるのではないかと考えているところであります。

確かに町長答弁にあったように、観光旅行の在り方が大きく変わりつつある、変わっているということは十分分かりながらも、やっぱり2,000万円以上のお金のことを言っただけで恐縮ですが、そして1,100万円、今は1,700万円の指定管理をお支払いして、紅花資料館の振興、活性化のために、入館者を増やすために努力をいただいているわけですから、もう少し真剣に紅花資料館の運営方針、それから入館者を増やす対策についてしっかりと対応していただきたいと思います。その一環として、私は学芸員とか、それから館長を配置したということで、で

できれば私は紅花資料館の入館者の回復に向けた目標、ビジョンというものをしっかり求めていく必要があるのではないかと。

私は、紅花資料館の指定管理が、町の観光協会になっているわけでありますけれども、その観光協会の中に、商工観光課長も常務か何かで任務を、配置をされているのではないかと思いますけれども、いわゆる指定管理と町の関わりがどうも少しごちゃごちゃしている感じがするので、民間としてしっかりと対応できるような指導というものを、そして指定管理者にしっかりと町としてこうして欲しいんだということを言うべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○漆山光春議長** 「佐藤商工観光課長」

**○佐藤晃一商工観光課長** 紅花資料館の入館者につきましては、年々減ってきているというのは大変大きな問題と捉えているところでございます。

昨年度につきましては、新たな試みとして、1日で1,000人近い来館をいただいたゆべに市やあとは冬のイルミネーションなど、光の数を増やした形で開催させていただきまして、今までにない入館者をいただいたという実績があったところでございますけれども、そういった内容を、紅花資料館本来の施設の在り方といいますか、そういったものとはまた別な形で紅花資料館の施設を利用していただくと。そういった形の、今模索をしているところでございます。

去年、ゆるべに市で来館なされた方からいろいろお聞きしたところ、町内にこういった素晴らしい施設があったことは知らなかったと。初めて資料館の中に入ったと。もう1回来てみたいといううれしいお言葉もいただいているところでございますので、そういった方々が多く来ていただけるよう

に、今後も努力していきたいと考えているところでございます。

ただ、そういった大きなイベントのときには、無料開放ということをしておりますので、課題としましては、そういった来館者からいかにして資料館としての収入を頂くかというところが、今考えられている大きな課題と考えているところでございます。

また、本年度から紅花資料館に館長と、あとは学芸員を配置させていただいております。学芸員につきましては、先ほど町長答弁にあった内容のほかに、通常の企画展として、時代雛展、武者人形展、時代衣装展等がございますけれども、そのほかに新たに視点での企画展を開催していただきたいということで、今お話をさせていただいているところでございます。

**○漆山光春議長** 「3番榎正義議員」

**○3番（榎正義議員）** ぜひ私は、入館者が多い、少ないということも、大変経営的にもあるかもしれませんけれども、観光の様態が随分変わって、今回はコロナ禍の中で小中学校、小学生、中学生、そして高校生も紅花資料館においていただいで、勉強していただいた、あるいは見学していただいた、そういう視点で私どもの施設は、一般の観光向けの施設とも違って、ベニバナに特化した、そして専門的な資料館ということで、そういうところにターゲットを絞ったようなことも一つの方法だと思うのです。そういう意味で、ぜひ紅花資料館のよさを内外に示していただいで、足を運んでいただくように努力いただきたいし、それから紅花資料館の運営についても、様々皆さんおっしゃる方がいますので、ぜひご指導もいただきたいと思っております。

さて、いもこ列車の関係でございますけれども、いもこ列車の運行について、昨年は、

今年にはコロナ禍でできなくて、機関車だけ走らせたという話も聞いておりますが、平成元年頃は2,000人以上、ですから6回ですと350人以上の人が楽しんだということでございます。したがって、私も少し考えておったのですが、触れ合い動物園のときにもこ列車とコラボして、そして場合によってはミニ動物園を中央公園に持ってきて、そして触れ合ってもらって、動物園を思い、そして児童動物園についても足を運んでいただくと、そういうようなことなども考えていただければありがたいと思います。

あともう一つは、いつも都市整備課の職員が全て入り口から出口まで仕事をしているわけで、これを何とか民間の皆さんの協力をいただく組織をつくり上げて、なるべく民間主導でやっていただくような組織づくりも、私は急務ではないかと思っていますところでもありますので、ぜひその辺について検討をいただきたいと思っています。

あとは、「いもこ列車・谷地軌道物語」について、町長答弁でもあったように、3年の社会科の副読本ということで、探究型の学習ということでいろいろと対応されているお話を聞いて、大変私としてもうれしく思っていますし、私も前にお聞きしたときに、研究会の4人の編集された方のある方が、学校に行って当時の話をされたということでとどまっているのかなと思っておったものですから、そういうことで今副読本を使って勉強されているということについて、大変感銘をいただいたところでもあります。

何か状況について、一言教育長、お話しいただきませんか。

○漆山光春議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 議員ご指摘のとおり、いもこ列車は小中の歴史学習にとって大変な宝物

だと思っております。

今ご指摘ありましたように、これが3年生の社会科の副読本であります。全国一律に無償配布される3年生の社会科の教科書があります。そのほかに、より身近な学習をしようということで、河北町教育委員会が町を題材にして作成したものであります。こちらが4年に1度、教科書も副読本も新たに編集されます。これが前使っていた4年間の副読本。これにはいもこ列車は全然扱っておりません。これ、新しくできた、去年度から使用されているものですが、表紙にもこ列車があります。これは全部で4つの単元で構成されておりまして、その中の最後の単元、町の移り変わりという単元の中で扱われております。

やはりせっかくある町の宝物でありますので、子供たちにそういった貴重な財産を学習してもらって、そして子供たちの未来にとって、町の発展のためにいろんな考えが持てる子供、そういった子供を育てるのに役立ててほしいなと思っていますところなんです。

○漆山光春議長 「3番槇正義議員」

○3番（槇正義議員） ありがとうございます。

この冊子の宣伝をするわけではありませんけれども、私も中央図書館から1冊借りてきて、もう1冊、持出禁止のやつがあるそうですけれども、町内の小学校、中学校あたりに1冊ぐらいとか、あるいは改善センター、研修センターあたりに1冊ぐらいずつということで、参考に、そういう小学校の探究型で学習して、少し成長した暁には、この本などもよく読んでいただくということなども、大変私は大事だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○漆山光春議長 以上で、3番槇正義議員の一般質問を終わります。

ここで10時15分まで休憩とします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時12分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、7番阿部恭平議員の一般質問を行います。

「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 7番、一般質問を行います。よろしく願いいたします。

今回、大きく3点について質問いたします。

まず、大きく1点目として、質問事項の1、今後の町の観光についてです。

本町においては、コロナ禍前までは、インバウンドに力を入れ、少しずつ成果も出てきたところでしたが、このたびのコロナ禍で出ばなをくじかれた状態にございます。しかし、コロナ禍に限らず、本町への観光客数が減っているのも事実であります。山形県の統計では、河北町の平成28年度の観光客数は64万人、平成30年度は55万人となっております、マイナス約9万人となっております。

コロナ禍においては、先ほど同僚議員の答弁の中でもございましたけれども、コロナ禍においてはマイクロツーリズム、近場への観光をする人も増えてきておりまして、より身近な観光への期待や価値が見直されてきております。

近場への観光ということは、やはり土地柄、山形県といってもいいのですけれども、近場ということは、やはり似たりよったりな物やことなんかが出てきますので、今まで以上に他市町村よりも差別化だったり、もっと言えば、唯一無二のもの、そこにしかないものというものが求められていくと想定されます。

観光客に強く印象に残れば、強く記憶に残れば、観光客というのは、無料でという言

い方もおかしいですけれども、無料で広報してくださる、代わりに広報してくださる方ですので、強く印象に残れば残るほど、SNSなどにも投稿していただけますでしょうし、それが河北町の観光やほかの産業につながっていくものだと思っております。

そこで、細かく2点質問いたします。

質問要旨の1、紅花資料館の運営方針についてです。

まず、今後どのように運営あるいは使用していくことを考えていらっしゃるのでしょうか。

紅花資料館の差別化を図るためにも、紅花資料館を企画、展示、管理、物産に特化して、観光PR部門を切り離すべきだと考えております。今現状と言えば、河北町観光協会の局長が観光PR部門及び紅花資料館管理部門を実際は担っている状態でございますし、館長というのが新しく配置されたわけでございますけれども、やはり実態としては、なかなか企画、運営、管理というところまで、館長は踏み込めていないところなのかなと思っております。

また、紅花資料館を特化するということで、例えばですけれども、物産で言えば、ベニバナに関する商品しか販売しないなど、それぐらい特化したものでもいいのではないかと考えております。どこでも買えるというのは、便利な反面、希少性を極端に下げます。紅花資料館でしか買えない。河北町のどこでも買えるではなく、紅花資料館でしか買えないというのが、やはり印象に残るし、そういった戦略が必要ではないかと思っております。河北町全体の商品を扱うのであれば、やはりそれは道の駅が適しているのだと思っております。

質問要旨の2、町全体の観光の方向性についてでございます。

先ほども申し上げましたけれども、今ある河北町の観光資源をより差別化、唯一無二のモノ、コトなど、そこにしかない、あるいはとがったものにしていくべきと考えますが、まず町の観光の今後の方向性としては、どのようにしていく予定なのでしょうか。お伺いいたします。

次に、大きく2点目として、質問事項の2、コロナ禍での経済対策と町全体のモチベーションの向上についてでございます。

本町でもワクチン接種が始まりまして、明るい顔をする人が増えてきたように感じております。私も西里の区長にお話をお聞きしたのですが、やはりワクチンを打っていない方と比べると、明るい表情といますか、安心したような雰囲気を持っている方が多数いらっしゃいました。

そんな中、まだまだ経済面としましては、特に飲食店としましては苦しい状況にございまして、私も町内の飲食店を利用させていただいているのですけれども、夜なんかに行きますと、私1人しかお客さんが来なかったなんてことが何度かございました。

しかし、普通に飲食店を利用できるようになるまでは、特にコロナが風邪ぐらいの認識になるまでには数年かかるとも言われております。そんな今のような状況が数年も続けば、やはり飲食店はもう持たないでしょうし、町民としても不安やストレスが積もって行って、体調を崩す方なんかも出てくるかと思われま。

そんな中で、町民、消費者の皆さんが継続的に飲食店を利用できるような仕掛けや、町民の皆さんが希望を持ってもらえるような仕掛けが必要だと考えます。そこで、2点質問いたします。

質問要旨の1、飲食店の利用促進についてです。本町の飲食店が潰れないためにも、

まず今後飲食店の利用促進が図られるような施策について、どのようなことをお考えでしょうか。

質問要旨の2、アフターコロナ、コロナの収束を見据え、町民が希望を持てるような施策についてです。

コロナの収束を見据えて、これは例えばですけれども、数年後に、今年はやっとなかなかできないと思うので、数年後に新庁舎完成記念イベントをやるなど、大々的に、これはあくまで例えばです。これをしたほうがいいんじゃないかという話ではないのですけれども、そういった町民が希望を持てるような施策について、何かお考えでしょうか。お伺いします。

最後に、大きく3点目として、質問事項の3、令和2年7月豪雨災害を受けての今後の防災についてでございます。

質問要旨の1、減災・防災の推進について。最上川や支川に対する今現在の復旧・復興などが動いてきておりますけれども、まず町としての今後の減災や防災の推進についてどのようにお考えなのか、お聞きします。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。

**○漆山光春議長** 7番阿部恭平議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 7番阿部恭平議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、今後の町の観光についてお答えいたします。

1点目の紅花資料館の運営方針について申し上げます。

紅花資料館については、一般社団法人河北町観光協会が指定管理者として管理運営を行っております。観光客誘致活動におきましては、河北町の歴史、自然、文化、食の

魅力について関係機関と連携を取りながらの誘致、誘客活動を展開しております。

しかしながら、ご指摘にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、紅花資料館の入館者は年々減少しております。運営についても様々なご意見を頂戴しております。

紅花資料館の運営方針につきましては、町の観光協会と引き続き連携を取りながら、近隣市町村の類似施設の運営方法なども参考にし、また幅広い方々からご意見をいただきながら、ベニバナに関する資料館としての価値を高める、そしてその価値を広めていただく、そして多くの方にお越しいただける資料館の運営ということで、多角的に検討してまいりたいと思っております。

2点目の、町全体の観光の方向性について申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症によりまして、これまでのような観光ができない状況が続いております。これまで好調であったインバウンドによる観光客も見通せない、見込めない状況が続いております。

現段階での観光の方向性につきましては、アフターコロナを見据え、インバウンドによる観光客の誘客のために、旅行関係業者の意見をいただきながら、体制整備や情報発信の強化に努めていく必要があると考えております。

当面は、自宅から1時間圏内などの短距離観光であるマイクロツーリズムによる観光客の誘客に向けた情報発信を行うとともに、やまがた広域観光協議会、西村山の1市4町で組織している山形どまんなか探訪プロジェクト、今年度設立を予定している7市7町DMOなどと連携を図りながら、河北町へ訪れていただけるよう取り組んでまいります。

また、今年度は4月1日から9月30日まで、「巡るたび、出会う旅。東北」と題して、東北デスティネーションキャンペーンが開催されております。河北町の観光スポットとして、紅花資料館や酒蔵見学などが紹介されております。キャンペーンを生かした観光客誘致に引き続き努めてまいりたいと考えております。

町の観光の指針である第2次河北町観光振興計画でございますが、今年度が最終年度となっております。第8次河北町総合計画では、近隣自治体との観光の広域的な連携による誘客を図るとしておりますけれども、現状ではこのような観光事業が難しい状況にもございます。そういう中で、今後どのような対策を行い、どの程度まで観光事業ができるのかも見極める必要がありますし、見極めも困難な状況にあるという面もございます。そのため、第3次観光振興計画の策定につきましては、今後のコロナウイルス感染症の感染状況、収束の見通し、紅花資料館、道の駅等で展開していく観光活用方策と併せて検討する必要があると考えており、策定期間を1年程度延長したいと考えているところであります。

次に、コロナ禍での経済対策や町全体のモチベーションの向上についてお答えいたします。

1点目の、飲食店の利用促進についてでございます。

県内における新型コロナウイルス感染者は、依然として増加傾向が続く中、高校や飲食店での集団感染も確認されているところであります。特に飲食の際はマスクを外すため、感染拡大につながるリスクが懸念されております。こうしたことを踏まえて、これまで町内飲食店全店に幾度となく、業種別ガイドラインに沿った営業の協力をお願い

いしてまいりました。

また、県では県内外の方々が安心して飲食できる環境を整備し、新型コロナウイルス感染拡大によって深刻な影響を受けている県内の飲食業や宿泊業の振興等を図るため、新型コロナ対策認証事業を実施しております。同時に、認証を取得するために、県から助言を受けた事項の改善に要する経費を補助する事業も併せて講じられております。町といたしましても、町内関係業者の方々に積極的に取り組んでいただけるよう周知させていただいているところであります。

7月1日から本町で予定しておりますかほくほくほく応援券事業の中で、利用促進にもつなげて、結びつけていきたいと考えております。

2点目、アフターコロナを見据え、町民が希望を持てるような施策ということでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大と、それに伴う外出自粛あるいは移動規制等により、これまでの生活は一変し、ウィズコロナ時代となった今、コロナの前に計画・実施されてきた事業も、多くの事業が実施できていないという現状にもございます。

ワクチン接種も始まり、ウイルスに対抗できるようになるアフターコロナを見据えた新たなイベントや企画などにつきましては、現段階で具体的な検討までには至っておりませんが、ご指摘もありましたけれども、令和4年には新しく新庁舎が開庁します。外構整備に合わせた動物園のリニューアルなども検討を今進めているところであります。そうしたことも含めて、新庁舎を起点としたにぎわいづくり、新庁舎を活用したイベントの企画など、新庁舎を起爆剤とした児童動物園のリニューアル、イノベーションと併せたにぎわいのあるまちづくりを

進めてまいりたいと考えております。

また、令和6年度には町制施行70周年を迎えます。記念式典や冠事業などを企画、開催し、町の活性化につなげていくということも念頭に置きながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和2年7月豪雨災害を受けての今後の防災について申し上げます。

1点目の、減災・防災の推進でございます。

昨年7月の豪雨災害以降の減災・防災に関する町の取組について、主な対応といたしまして、12月16日に株式会社エフエム山形と災害時における放送要請に関する協定を締結し、ハザードマップで浸水想定区域となっている19の地区内にお住まいの75歳以上のみの世帯等に配付するための防災ラジオ、330個ですけれども、購入したところがあります。今年度も土砂災害想定区域となっている14地区を対象に配付を予定しております。

また、1月21日には町と寒河江警察署、西村山広域行政事務組合消防本部が災害協力相互協定を締結いたしまして、災害対策本部が設置された時に参加して連携できるような体制を強化しております。

聞こえづらいとのご指摘をいただいている防災行政無線につきましては、所定の電話番号にかけていただくと、直近24時間以内の放送内容を聞くことができるテレホンサービスを提供しております。引き続き周知に努めていきたいと考えております。

また、排水のための水中ポンプ、発電機の整備については、5月に納品され、現在、町の建設クラブに管理を委託しております。

さらに、令和3年度の事業といたしまして、県の自主防災アドバイザーを講師に迎え、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、職員と自主防災組織の対応力強化に向けた

訓練を計画しております。

また、8月頃に全戸配布を予定している避難所マップにつきましては、例えば避難所に関する情報のほか、関連する重要な事項、非常時の持出し品リストを併記するなど工夫を凝らしたいと考えております。

このほか、5月23日には押切地区の皆さんの全面的なご協力をいただきまして、町としては初めてとなる避難訓練を同時進行した水防訓練を実施させていただきました。この中で、山形河川国道事務所の職員の方のご協力をいただき、マイ・タイムラインの講習会も開催したところであります。今後ともこうした機会を捉えて、町内会版のタイムラインやマイ・タイムラインの作成を町民の皆様呼びかけてまいります。

また、住民参加型の実践的防災訓練・水防訓練の実施、町内会版のタイムラインの作成支援などの避難体制の強化など、町が行う減災の取組は、昨年度末、3月に取りまとめた最上川水系流域治水プロジェクトの一部でもあり、町としての取組としても掲げているところであります。その意味でもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

**○漆山光春議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「7番阿部恭平議員」

**○7番（阿部恭平議員）** ご回答ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、1点目の紅花資料館の運営方針についてでございます。まさしく町長からの答弁もございましたとおり、紅花資料館におきましては、価値を高めていくこと、いろんな方法で価値を高めていくことを検討していくことが大事だと、私もそのように思

っております。

私としては、今回価値を高めるため、お客さんと呼べるような、観光客と呼べるようなというのを、高めるための一つの提案としましては、やはり差別化するべきだろうと考えるところでございますけれども、今現在紅花資料館という名前ではございますが、余り特化されていないというか、展示するものもそうですけれども、ばらばらな部分もあるかと思えます。そういった意味で、先ほど展示とか、物産ということもお伝えしましたけれども、そういった意味でもう一度お聞きしたいのですけれども、紅花資料館の差別化、観光PR部門を切り離しての企画、展示、管理、物産に特化するということに関して、どのようにお考えかお聞きします。

**○漆山光春議長** 「佐藤商工観光課長」

**○佐藤晃一商工観光課長** 紅花資料館の整備に関わることかと思えますけれども、現在紅の館のほうに、主に紅に関する資料を展示させてもらっておりますけれども、今回学芸員を配置したということで、展示の中身の入替え、あとはキャプションの追加等を今現在やろうとしているところでございます。それをやることによりまして、来た方々が、よりベニバナのことについて詳しく知ることができるということを目的に、今その文章等の作成をしているところでございます。

また、ベニバナに特化した、そこでしか買えないものということでございますけれども、今ちょうど紅こぎんキックオフイベントを行いまして、今から進もうとしているところでございますけれども、そういった紅こぎんに関するようなキット、あとは紅の糸などにつきましても、資料館でしか売らないという形になるかと思えますが、そういったところも今から研究していきたい

と、今観光協会と話を詰めているところでございます。

**○漆山光春議長** 「7番阿部恭平議員」

**○7番（阿部恭平議員）** 紅花資料館としましては、新しい商品として、紅こぎんなんかも今後検討していくと。あるいは、紅の館のほうに関しましては、そういったベニバナに関する資料展示を、企画展示をしていく予定だと、分かりました。

ただ、やはり私が提案したいのは、紅花資料館に、こう言うのはなんですけれども、例えばスリッパが置いてあったりですとか、それは本町の人から見れば、紅花資料館はああいう施設なんだと分かりますけれども、町外の人、あるいは県外の人、あるいは国外の人であれば、紅花資料館という、まず名前を聞いただけでも、紅花資料館、ベニバナに関するものが、やはり強く印象に残るところだと思っております。ですので、紅こぎんというのを増やしていくのもいいのですけれども、もっとそういう意味で特化した、ベニバナのみ、ベニバナのハンカチ、紅染めのネクタイ、様々今あるわけがございます。河北町におきましては。あるいは、そういった商品開発につなげていってもいいですけれども、そういった強く印象に残ってもらえるような仕掛け、言わば中途半端にしないことです。で、全体的なものはやはり道の駅の、それは今後の想定になると思っておりますけれども、今後道の駅の2階で販売していくなどあると思っておりますけれども、そういったやり方もあるのではないのかなと。紅花資料館に求めているものというのは、ベニバナでありまして、あるいはもしかしたら雛人形とかになるかもしれませんがその雛人形という話になったとしましても、雛人形というのは一切分からないわけで、はたから見れ

ば、紅花資料館というだけであって。であれば、紅花資料館なんかは武者蔵ですとか、紅の蔵とか、いろいろありますけれども、通称でも何でもいいんですけれども、雛の館とか、雛の蔵とかですね、そういった特化して、ある程度分かりやすいようにしたほうがいいのではないかなと。今ちょっと言い方失礼かもしれませんが、紅花資料館というよりは、河北町資料館みたいになっているわけございまして、堀米四郎兵衛さんの、もともとは館だったわけございましてけれども、そこはやはり皆さんあまり重視していないところが、多分本音なところだと思います。私としては、観光客が来るという意味では、そういった特化をしていくものが必要だと思うのですけれども、そういった意味で、思い切って踏み込み方が必要かと思うのですけれども、もう一度伺いたします。

**○漆山光春議長** 「佐藤商工観光課長」

**○佐藤晃一商工観光課長** 紅花資料館の建物につきましては、当然堀米四郎兵衛家から寄贈いただいて、町で整備したものになりますけれども、基本的には入ってすぐの武者蔵、そちらに堀米家の資料を主に展示するという。あとは、母屋、座敷蔵につきましては、建物を見ていただくということ。あとは、その奥にあります紅の館につきましては、主に紅の資料を展示して見てもらうと考えております。あとは、その西側にあります佛という施設が、蔵がありますけれども、そちらにつきましては、今最上川のもの、あとは紅を絞る機械等を展示させてもっておりますけれども、なかなか利用が少ないということもありますので、その佛につきましては、今後企画展等で活用していきたいということで、今話合いを持っているところでございます。

あとは、八景庵につきましても、今はちょっとこういうコロナの影響で、なかなか食事の提供ができないという状況でありますけれども、インバウンド向け、または一般の方向けでメニューを開発していきたいと考えているところでございます。

**○漆山光春議長** 「7番阿部恭平議員」

**○7番（阿部恭平議員）** まだまだ検討課題としては残っているところだと思いますけれども、そういった特化型を目指していただければと思います。

あと、先ほど私のほうから申し上げましたけれども、観光協会局長と紅花資料館館長の在り方についてでございます。ここも差別化を図る意味としましては、観光協会の局長は観光PR、あるいは企画部門を統括するものだと思いますし、紅花資料館館長というのは、常駐で紅花資料館の管理運営、企画、先ほど同僚議員の質問の中でもございましたけれども、そういった意味で館長というのは特化、専門であるべきだと考えますけれども、今現状は業務が、観光協会の局長が基本的にどちらの業務も担っているということで、なかなか観光PRに力を入れにくい状況なのではないかなと。館長はやはりもっと紅花資料館のことに特化して考えていく、そういった人材的な部分でも特化、差別化が必要かと思うのですけれども、そちらについては今後どのようにする予定でございませうでしょうか。

**○漆山光春議長** 「佐藤商工観光課長」

**○佐藤晃一商工観光課長** 紅花資料館の館長につきましては、現在非常勤という形を取らせてもらっておりますが、やはり阿部議員がおっしゃいますように、常駐が理想かと思えます。

今後につきましては、常駐でいれる方についても探していきたいと思っておりますけれども、

そのほかに今回は学芸員という資格の者も、この方は常駐になりますけれども、配属になりましたので、これまでの局長の仕事の一部であった、そういった企画展示などにつきましては、その学芸員にシフト、今後していけるのかなと考えますので、局長の動ける範囲が広がると考えております。

また、ご存じのとおり、今局長につきましては、町からの派遣となっておりますので、今後につきましては、いつまでも町からの派遣ということにはならないかと思っておりますので、今いる観光協会の職員の育成ということも含めてやっていきたいと考えております。

**○漆山光春議長** 「7番阿部恭平議員」

**○7番（阿部恭平議員）** まずは、紅花資料館の館長の常駐を検討しているというお言葉でしたので、まずそこからだと思いますので、そういった意味で紅花資料館館長及び河北町観光協会局長の業務の差別化、区別化ができるようにしていただければと思います。

すみません、紅花資料館の運営方針について、また別の見方になるのですけれども、河北町民が河北町を観光するというのは、なかなかないのかなと感じているところでございます。私もやはり以前観光協会の職員でありましたけれども、それまでなかなか紅花資料館を訪れるということがありませんでした。先ほど同僚議員の質問の中でもございましたけれども、紅花資料館に行ったら、やっぱりいいよねと思う人がたくさんいらっしゃるということでございまして、そういった意味で河北町民の方にまず広くよさを知ってもらう方法が必要ではないのかと。具体的に申し上げますと、紅花資料館内の施設の無料開放、具体的にいいますと、今現在、紅花資料館で会場を借りる場所が工房と母屋の和室になっておりま

して、それが1時間1,000円かかります。大分、私の個人的感覚から言うと、会議とか打合せ、あるいは何か使用するとき1時間1,000円というのは非常に高価な、高いかなと思っております。

はたまた、紅花資料館の八景庵ですとか、漬け物小屋に関しましては、誰も使用することができない。イベントの時とかは使えますけれども、常時何か予約をして使うということもできない状態です。ただ、八景庵なんか行きますと、あるいは私町外の人なんかとも打合せとか、勉強会をしたりするのですけれども、八景庵なんかでは水回りもしっかりしていますし、ああいった趣があるところで勉強会、打合せをするというのも、一つの魅力につながるのかな、発信につながるのかなと思っております。

そういった意味で、紅花資料館を観光施設だけではない、町民の人にまず知ってもらうという意味で、文化施設、公共施設としての使い方という意味での紅花資料館内の施設の無料開放というのをすべきかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 紅花資料館の施設の開放ということでございますけれども、これにつきましては、紅花資料館の施設全体が町指定文化財ということになっておりますので、その中で規制がかかるかと思えます。いろいろな規制というのは、その貸すことによる規制でございますけれども、そういったところをクリアできるかどうか。例えば東根市の東の杜資料館などにつきましては、そういった施設全体をいろいろな場所で貸すことが可能ですけれども、ああいった比較的新しい施設ですと、そういったことはできるかと思えますけれども、紅花資料館に関しましては、文化財として

の物を守るというところもありますので、むやみやたらに貸すということは、なかなか難くなるのかなと考えているところでございます。

ただ、八景庵につきましては、食事の提供がないときになるかと思えますけれども、そういったところで開放ということについては、今後検討の余地があるのかなと考えております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） ありがとうございます。

そういった新たな使い方という意味で、八景庵からでもいいのですけれども、ぜひ検討をしていただければと思います。

次に、町全体の観光の方向性についてでございます。先ほども申し上げましたけれども、今ある観光資源をより差別化、唯一のもの、とがったものにしていくべきだろうと私も考えておまして、例えばいもこ列車、先ほど同僚議員の質問からありましたけれども、いもこ列車というのを、例えば日本一短い駅にするとか、本当の駅みたいに見板を建てたりして、あるいは切符を作ったりして、そういった日本一短い駅とか、そういった付加価値をつけるというのは、方法としてはあるのかなと。

例えば和歌山県が今一番、日本一短いローカル私鉄であるのですけれども、ここが2.7キロメートルだそうです。ただ、いもこ列車に関しましては数百メートルぐらいでするので、そういった意味でも付加価値はできるのではないかなと。

あるいは、河北町はスリッパの生産が今も、間違いじゃなければ、生産が日本一ですから、恐らくスリッパの種類も日本一あると思うのです。そんな何十、何百のスリッパをすべて試し履きができるような場所とかがあったら、そういうところも例えば道の

駅の2階に何十、何百のスリッパを並べて、あそこはすごいよねと、そういう特化したもの、唯一無二のもの、なかなかないものというのにしていく必要があるのかなと。そのために観光PRを企画したり、観光資源を活用したり、こういったことができる、運用できる団体、事業所というものが必要になってくると思うのですけれども、そういった団体というのは今現在河北町にあるのかなのか、あるいは可能性がある団体があるのか、そこをちょっとお聞きしたい。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 町内にはNPO法人等も多数ありますけれども、そういった観光ということになりますと、現在のところ、実際はまだないのかなとは思いますが。

ただ、地域商社が今回設立になりましたので、そちらも可能性としては、将来的には出てくるのかなと考えております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 今、地域商社という話が出たのですけれども、私の認識としましては、地域商社というものは売れるものを調査して、売れるものを売って、河北の第1次産業を成長させていく、それが目的である商社だと、会社だと思っております。つまり、観光企画を練るのが主の事業ではなくて、例えばこの前されていましてけれども、イチゴの観光計画を練って、あくまで第1次産業のためにというのが主であって、連携とかが要は主な内容になってくるわけで、なかなか観光そのものが企画するのが主では、地域商社ではないと私は思っております。そういった意味で可能性となり得るのは、河北町観光協会か、あるいはほかの組織だと思うのですけれども、今現段階では、多分人材がいなくてとか、そういった組織がないとか、なかなかできる

人がいないというのが現状だと思うのですけれども、そういった意味で人材を獲得するための支援なんかを町として、組織づくりなんかでもそうなんですけれども、そういった組織づくり、人を獲得するための支援が必要かと思えます。

例えば国のほうなんかで今出ているのですけれども、企業版ふるさと納税の人材派遣型などもございます。年間900万円から1,000万円ぐらいの、たしか人件費として出るのでか、たしか。そういった意味で、民間の人から呼ぶという制度はございます。河北町単体としては、そういう制度はもちろんないのですけれども、そういった意味で、今後観光PR、唯一無二の観光に特化していくためにも、そういう団体を、組織を確立していくためにも、町としてそういう支援、あるいは助言でもいいのですけれども、そういうのが必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 ふるさと納税の企業版につきましても、今研究はさせていただいているところですが、なかなかハードルが高いと考えているところがございます。

また、現在町には協力隊という形で数名の方が町のPR、町のために働いておりますけれども、そういった方々を集めるという方法も、やり方の一つとしてはあるのかなと考えているところがございます。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） でも、今協力隊の人とか、そういった人を検討していくというのも、私もそれはいいと思います。ただ、企業版ふるさと納税の人材派遣型などのハードルが高い、国の制度がハードルが高いということでしたら、やはり町独自としてで

も、今後必要性は感じられると思いますので、町独自としてもそういう人材の獲得組織づくりの支援が必要だと思うのですが、もう一度課長なり、これに関しては町長にお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

**○漆山光春議長** 「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** いろんな町の特色を今議員がお話いただいているところ、いかに多くの方々に拡散していくか、そういった意味ではこれまでの形での組織的な対応、行政、あるいは観光協会、あるいは公的なセクターだけではなくて、民間のセクターによる組織的な対応もありますし、あとまた今人材ということがポイントになるわけですが、移住・定住対策の中で、地域おこし協力隊、そういった首都圏から、あるいは県外からの人材の獲得、若い方々の価値観も非常に今多様化していますので、組織から離れた部分での地方に対する独自の魅力というものを見出して、地方にアプローチしていただく、そういった人材をいかに町として獲得していくかという視点。

あともう一つは、今のお話の中で、議員の念頭にあるかとは思いますが、いわゆるSNS、そういった意味で今リモートワークとかいろいろある中で、企業でも兼業といいますか、仕事は持っておきながら、あるいは個人的な部分で兼業を認める、いわゆる働き方改革なり、いろんな情報ツール、情報インフラを活用したアプローチ、移住しなくても、都会にいながらして山形に、河北町に目を向けてくださる方、そこからセカンドビジネススキルアプローチをできないかと考える方、もう今は学生から若手の起業者というものが出てきている時代です。そういった新しい情報ツール、今河北町で取り組んでいる形としてみれば、

かほくらしも含めて、ここ、地域商社絡んでくるわけですが、河北町の関係人口、ファンを増やそうと。コミュニティーを増やしていこうというアプローチ、これは河北町として今前に進んでいる、これは貴重な力だと思っています。このネットワークをぜひ人材的な獲得、さらには情報ツールを生かした形でのアプローチ、自分の興味を持ったところにしっかり発信していく。ある意味でいうと、意図しない拡散ですね。そういう時代も入っているという頭は、我々もしっかり頭に入れて、いろんな仕掛けを考えるとということも、新たな視点に立って、先ほど私多角的とふわっと申し上げましたけれども、いろんな今日的な状況下というトレンドをしっかりウオッチして使っていきたいなと思っています。

**○漆山光春議長** 「7番阿部恭平議員」

**○7番（阿部恭平議員）** 町長からのご答弁ありがとうございます。まさしく私も町長がおっしゃるようなことが大事だと思っています。ですので、実際あとはそれをいつ、今なのでしょうけれども、すぐそういうことを実行に移していくのが大事であるのかなと思っています。

コロナ禍だからという言い訳という言い方、私も好きではないのですが、コロナ禍だからという理由は、やはりそういった人材的な意味では通じなくて、逆にコロナ禍だからこそ、くすぶっている人なんかはすごくいらっやると思う。私はこうしたいけれども河北町に行けない、私はこうしたいけどなかなかそういうのに協力できない、そういった方をぜひ見つけていって、そういった観光のPRを企画したりする人材獲得に努めていただければと思います。

次に、コロナ禍での経済対策と町全体のモチベーションの向上についてでございます。

質問要旨の1の飲食店の利用促進についてでございます。こちらにつきましては、前提として、やはり予算には限りがありますので、毎回、いつでも何千万円、何億円と使える予算があるわけではございませんので、飲食店の促進としてはやはり予算が余りかからない、継続できる施策が必要かなと思っております。

また、そういった中で、飲食店を利用するという、あるいは飲食店そのものが悪という風潮、少しそういうのがありますので、そういったことではなくて、利用者側にだって守るべきルールがある、そういった雰囲気的な改善も飲食店の促進には必要かなと私自身は思っているところでございます。

まずは、飲食店のコロナ対策が一番急務だと思っております。先ほど町長答弁からもございましたけれども、今県で行っている山形県新型コロナ対策認証制度というのがあるのですけれども、例えばパーティションしていますかとか、そういった項目がいっぱいあるのですけれども、本町において認証制度に認証になっているお店が、6月4日時点で1店舗のみとなっております。

私も先ほど申し上げましたけれども、河北町の飲食店を利用させていただいておりますが、例えばパーティションがないお店なんかもいまだにございます。そういった意味で、利用促進を促すには、利用する側としては、パーティションがあるなどちゃんとした対策をしている店のほうが、安心して利用できるだろうと思っております。そんな急激に利用者が増えるわけではございませんが、まず最低限の対策というのが急務なのかなと思っております。

そういった意味で、この認証制度を取るに当たっては、県で補助金も出していますし、

先ほど町としてはそういう飲食店に対して、認証制度のことについて周知しているということだったのですけれども、町として周知以外の方法で、かほく応援券以外の方法にはなるのですけれども、一種の雰囲気づくりといえますか、そういった意味で、例えば行政側の人間が少人数で飲食店を利用して、コロナ禍での飲食店の利用方法、正しい利用方法というのはおかしいかもしれませんが、そういったのを見せていく、そういった雰囲気づくりなんかも必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 役場の職員が少人数で行くということのようすけれども、なかなか難しいかと思えます。実際、コロナ対策認証制度につきましては、県内で6,300事業所ほどあると言われておりますけれども、実際に今認証されているのが400から500程度と見ております。

今阿部議員がおっしゃったように、河北町では残念ながらといいますか、まだ1店舗しか認証はされておられませんけれども、飲食店の方々にお聞きしますと、申請はしているのですけれどもというところのようです。ただ、県でまだ審査に来ていないというところが多くあるかと思えますので、今後河北町でも認証が取れる店がたくさん出てくればと思っております。

○漆山光春議長 「河内副町長」

○河内耕治副町長 役場の職員が率先してグループ単位で飲食店の活用というお話かと思えます。現時点でそういったことを実施する環境下にはまだないかとは思いますが、この先ワクチン接種が進みまして、感染者数が大きく減っていくというような状況に変わってまいりましたら、以前のようなと

いいですか、以前のように完全に戻るには、議員おっしゃるように数年かかるかと思えますけれども、緩和された形で少しずつそういったグループ単位、あるいは団体での利用といったものも増えてくるのかなと。今現在すぐに対応ということではないと考えております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 行政側としましては、なかなか言いにくいというか、なかなか踏み込めない部分というのはあるのかなと、私もそこは承知するところでございます。

ただ、一般町民の方が利用するのと、行政側の人間が飲食店を利用しているのでは、やはり捉え方も違いまして、町民の皆さん方にとって言えば、行政の方がちゃんとしたルール、ちゃんとしたルールというものもおかしいですけども、守ったルールで飲食店を利用しているのであれば、私たちもそういった利用をすれば、全然後ろ指も指されないし、飲食店を活用してもいいのではないかと、そういった雰囲気も出るかと思えます。ぜひ、今すぐとはもちろん言いませんけれども、そういった行政での利用なんかも考えていただければ、利用というか、利用方法を考え、そういったことも大事なのかと思えます。

あるいは、これはもう意見なのでですけども、飲食店を利用、応援しようということで、期間内に飲食店を複数回利用された民間の方には、町民の方には、町長から感謝状を送るとか、そういう話題づくりでもいいです。雰囲気づくり、そういった意味で、これは冗談抜きですけども、そういったやり方というものもあるのかなと。町長が飲食店を利用して、私は町長だけでも、ちゃんとルールを守って利用していますよと。そういったのを町報に載せるか、載せない

かは別ですけども、載せて、ではこういうふうみんなルールを守って利用しましょうねと、そういった雰囲気づくりもありの中ではありませんのかなと私自身は思っているところでございます。すみません、時間がないので、これは意見とさせていただきます。

次に、質問要旨の2のアフターコロナを見据えて、町民が希望を持てるような政策についてでございます。

こちらとしましては、前提として行政が主導でなくていいんですけども、今現段階で河北町では様々なイベント、企画が中止となっております。そういった意味で、やはり毎年楽しみにされている方もいらっしゃるわけで、例えばべに花マラソンなんかもそうですけれども、毎年期待、楽しみにしている方もいらっしゃるわけで、そういった意味で河北町の今後、どうやったらできるのかなと。こういったことをしていこうと。数年後を見据えてでもいいのですけれども、そういった希望を持てるようなイベントや企画、政策を考えるような組織、団体があってもいいのではないのかなと思えます。

コロナ禍の中で、みんながどうやれば喜ぶのとか、どうすればああいった企画ができるのかなと。3年後にこういった企画をしよう、こういったイベントをしよう、施策をしようとか、そういった数年後に向けて話し合う場があるだけでも、それも先ほど私申し上げた雰囲気づくり、モチベーション向上につながるんだと思えますけれども、そういった場、組織というのがあるだけでも、不満も言えますし、要望も言えますし、そういった場があってもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう、これは町長よろしく願います。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 それに特化した団体というのは、なかなか今のところはないかと思えますけれども、それに近いようなことをなさっていただいているのが、かほく地域創造青年会議かなと考えてございます。特にコロナ前でありましたけれども、うまいもの横丁などで大いに盛り上げていただきました。そういったものも、今も月に1回ほど定例で打合せをしていただいて、どのようなイベント、町を盛り上げていく企画などが話し合われているというように承知してございます。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 やはりいろんなイベントというか、地域の盛り上がり、そういった意味でいうと、今ある中では、コロナ前ではありますけれども、かほく地域創造青年会議の皆さんの取組、あるいはNPO、どんがホールでのランタン上げたり、去年はコロナの収束を願ったお子さん方がつくったランタンを上げていただきました。人数的にはそう目立ちませんが、やはりお子様からおじいちゃん、おばあちゃんも含めて、町民の願いを託すような、ああいった形で希望をつなぐ、そういった意味ではいい取組の芽生えかなと思っております。

そういった意味で、今宇野課長からも答弁ありましたけれども、様々な活動団体がいかに持続的にそういったところに取り組めるか、そういった環境づくりも含めて、イベントそのものの企画も大事ですけども、そういったことをみんなで考えていこうという機運をどう役場として環境を整えていくか、後押ししていけるかという点をしっかりと考えていきたいと思っております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 町長おっしゃったよう

に、そういった環境づくり、雰囲気づくりというのをぜひ今後ともかほく地域創造青年会議だけではなく、元気netだけではなくて、そういった意味で、広い意味でも団体、組織なんかも環境づくりなんかもしていただければと思います。

すみません、最後ですけれども、減災・防災の推進についてでございます。こちら、1点絞って質問させていただきます。

防水シャッター、防水パネル、防水シートなどあるのですけれども、そういった減災・防災の用品、あるいは環境整備についてお聞きします。今現在、最上川含め、支川もそうですけれども、根本的な解決に向けて、県・国と一緒に動き始めているわけですが、やはり災害はいつ来るかわからない状態でございます。私も7月豪雨で災害に遭いました企業や個人宅の方にお話をお聞きしたのですけれども、防災シャッターのような用品とか設備を知らない方だったりですとか、そこまで資金ですか、お金が回らない、回せないというお話が多々ございました。

本町においてもそうなのですけれども、県、国でもそういった防水シャッター、カーテン、パネルなどの防災・減災に関する用品、設備に対する補助制度がない状態でございます。やはりすぐに対応できる手段としては、もう本当に簡単で、パネルなんかも置くだけです、そういったこともできるものですので、防災・減災の用品や設備に対する補助が必要だと思います。個人宅の物なんかですと、数千円から数万円のものでできるものもございますし、企業、工場レベルになると数百万円ぐらいになるので、そういった意味で町としての補助、あるいはそういった制度の要望を県や国にしていくことが必要かと思うのです

けれども、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 ご質問いただきましたように、防火シャッター、パネルなどについての購入に関する補助ということでございますが、町単独でも持ち合わせてございませんし、また私も防災危機管理の面からいろいろ調べてみましても、おっしゃるとおり、国・県の補助などもございません。

では、何をという部分でまいりますと、企業支援、事業者支援という部分に特化したお答えになってしまうのですが、そういうことでしたら既存のメニューの中で何とか適用になるかどうか、こういったものを精査、検討する余地はあるのかなと考えますので、なお検討課題であると考えます。

○漆山光春議長 議長から阿部委員に申し上げます。質問要旨に沿った質問を行ってください。

「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 今ご答弁いただいた中で、今後検討していただけるということでした。すみません、質問要旨として絞って、今回通告のほうはできませんで、大変申し訳ございませんでした。

今回の防水シャッター、そういった用品、設備などについても検討していただきまして、事業所あるいは個人の方もそうですけれども、そういった意味で検討していただければと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で、7番阿部恭平議員の一般質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩とします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時21分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、2番齋藤隆議員の一般質問を行います。

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） それでは、6月定例会最後の一般質問を行います。

質問事項は、河北町建築物耐震改修促進計画の改定についてであります。

1995年1月17日午前5時46分、兵庫県南部地震（マグニチュード7.3）が発生、死者6,434人を出す大災害（阪神・淡路大震災）となった。大都市の直下で活断層が活動して起きた地震だったため、神戸、芦屋、西宮、宝塚など、六甲断層系の活断層に沿って分布する都市に大規模な災害をもたらした。木造建築物、非木造建築物、土木構造物などの倒壊や崩壊、ライフラインの断絶、広域火災、地盤の液状化、六甲山地での斜面崩壊など、まさに都市の複合的な災害になった。死者の8割以上が木造住宅などの倒壊による圧死や窒息死であった。地震の発生が真冬の早朝で、多くの人はまだ自宅にいたため、人的被害を大きくしたものである。鉄筋コンクリート造のビルにも大きな被害を生じた。特に目立ったのは、1階部分が潰れたり、中間階が潰れた建物が多かったことである。地震の発生がもし平日の昼間であったなら、オフィスビルで多数の死傷者が出た可能性がある。この災害を契機にして、各地で建物の耐震診断や耐震補強を進めようという声が上がった。特に耐震基準について、建築基準法が現行のものに改正される1981年6月1日より前に建てられた、いわゆる既存不適格の建物に被害が集中した点を踏まえて、耐震化が急務であると指摘されたのである。そのため、地方自治体によっては、既存不適格の木造家屋を対象に耐震診断や補強を行うに当たって、資金の助成を実施しているところも

少なくない。しかし、耐震化に対する一般住民の意識は、決して高いとはいえないのが現状である。住宅の耐震化は、個人の生命や財産だけの問題ではない。もし家屋が倒壊して道路を塞ぐことになれば、避難行動の妨げにもなるし、緊急自動車も走れないような状態になる。被災地の救助・救援活動にも大きな障害を生じることになる。したがって、家屋の耐震化を進めるということは、防災まちづくりの一環と位置づけなければならない。

今、読み上げたのは、平成28年版防災士教本の第1講「近年の自然災害に学ぶ」の一番初めに書かれている文章であります。古い住宅の耐震改修の必要性を少しでも理解していただくために、あえて冒頭で紹介させていただきました。

国は、阪神・淡路大震災などの教訓を踏まえ、平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定し、地震による建築物の倒壊等の被害から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震化に取り組んできました。

また、平成14年5月に、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯など4つの断層帯の長期評価を発表し、山形盆地断層帯においては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.8クラスの大規模地震が、今後30年以内に最大8%の確率で発生する可能性が公表されています。

さらに、近年は平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の大地震、そして平成28年4月に発生した熊本地震においては、多くの家屋の倒壊で、住民の生命、財産に大きな被害をもたらしました。大規模

地震はいつ発生してもおかしくない状況にあります。

こうした状況の中、国は建築物の耐震改修を促進させるため、平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律を改正し、これを踏まえ、県では平成28年2月に山形県建築物耐震改修促進計画を改定しています。本町においても法改正や山形県建築物耐震改修促進計画改定を踏まえ、大規模地震に対する備えとして、昭和56年5月31日以前に建築された住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる河北町建築物耐震改修促進計画を平成29年3月に改定しています。それによると、計画期間は平成21年度から平成32年度（令和2年度）までの12年とする。なお、定期的に点検及び検証を行い、必要に応じて本計画を見直すものとするがあります。

4月15日付の山形新聞に、「県の新しい耐震改修計画、住宅『部分補強』で減災、高齢者負担減に配慮」という見出しで記事が掲載されました。リード文だけ紹介させていただきます。「県は建築物の倒壊を最小限に抑え、県民の命を守るため、減災対策の視点も重視した施策を2021年度から展開する。耐震性不足の住宅で65歳以上が家計を支える割合が6割強に上り、改修する場合の経済的な負担が大きいと判断。過ごす時間の長い部屋に限定した部分補強などを促し、負担軽減を図る。21年度からスタートする県建築物耐震改修促進計画で方向性を示し、計画策定最終年度(30年度)までの耐震化率90%を目指す」というものであります。

いつ発生してもおかしくない大規模地震によって、建築物の倒壊の被害を最小限に抑え、住民の命と財産を守るために、昭和56

年5月31日以前の住宅で耐震性が不足する住宅の耐震改修を急ぐべきであります。

そこで1点目は、山形県建築物耐震改修促進計画に対する認識についてお聞かせください。

2点目は、県の改定に伴い、河北町建築物耐震改修促進計画を見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、森谷町長の答弁を求め、再質問を留保して一般質問を終わります。

**○漆山光春議長** 2番齋藤隆議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 2番齋藤隆議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項1の、河北町建築物耐震改修促進計画の改定についてお答えいたします。

まず1点目、令和3年度から令和12年度までを計画期間として改定した、県の建築物耐震改修促進計画についての認識という点でございます。

県の建築物耐震改修促進計画は、平成19年1月、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、県民の人命や財産を保護するため、県、市町村及び関係団体が連携して耐震診断・改修等を促進することを目的としております。県の地城防災計画（震災対策編）でございますけれども、事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画を上位計画として、住宅・建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示すものとして策定しております。

また、平成26年5月、平成28年2月に引き続き、令和3年3月に社会情勢の変化を踏まえ、内容の見直しが行われたところであります。この主な改正点といたしましては、住宅の耐震化率について、改正前は令和2年度での目標値が95%のところ、改定後で

は令和12年度で90%とされております。加えて、住宅全体の耐震化が難しい世帯に対しては、寝室や居間の部分補強、耐震ベッドの設置等による減災対策を進め、最低限生命を守る改修を含めた耐震化率の目標としては95%とするなどが改正の主な点であります。

県内における住宅耐震化率の現状でございますけれども、平成25年度末で76.5%、令和2年8月公表の住宅・土地統計調査を基にした平成30年度末住宅耐震化率で83.3%と、率にして約9%上昇しております。

町内における住宅耐震化率の現状を申し上げますと、平成25年度末で72.5%、令和2年8月公表の住宅・土地統計調査を基にした平成30年度末住宅耐震化率で81.7%ということで、率にすると約13%この間上昇しております。申しあげましたように、住宅耐震化率で申しますと、県内の数値よりも若干下回る状況にはございますけれども、上昇率としては県内数値を上回る上昇率となっております。

町といたしまして、一般住宅に減災、部分補強を行った際には、町の持家住宅促進事業費補助金によりまして、県の住宅リフォーム総合支援事業に協調し、耐震化の促進に努めているところであります。今後ともその促進に取り組んでまいります。

2点目の、県の改定に伴い河北町建築物耐震改修促進計画を見直すべきと考えるがという改定についての問いでございます。

町の計画につきましては、平成22年2月に策定しております。その後、県計画の1次、2次改定を反映させた改定を、平成29年3月に行っております。

今回、県の改定が令和3年3月に行われまして、計画の数値目標は平成30年度に実施された住宅・土建統計調査の結果が反映さ

れたものとなっております。

町の計画におきましても、統計調査や県計画の内容を反映させるべく、令和12年度までを計画期間とした河北町建築物耐震改修促進計画の改定に向けまして、今年中の改定を念頭に鋭意作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） では、再質問させていただきます。

1点目でありますけれども、認識という点では大体捉えているのかなと思います。特に県におかれての概要というのが1枚のA4のやつで出ておりますので、これを見ていただければ一番分かりやすいのですけれども、1番目は計画の目的と位置づけ、2点目が計画の進捗状況であります。平成18年度から令和2年度までの進捗で、県の数値でありますけれども、住宅の耐震化率、目標95%に対して、平成30年度で83.3%、非住宅の耐震化率は目標95%に対して、平成元年度で65.7%、公共建築物においては、目標95%に対して、令和元年度で94.9%、こういう数値になっております。町のほうが若干上昇率が高いという答弁でありましたけれども、こういった状況にあります。

そういう中で特徴的なのは、答弁にもありましたように、住宅の耐震化率を、これまでの95%から90%に下げたということが、かなり大きな点であります。これは、一つに現状と課題のところでもありますけれども、耐震性不足の住宅はほとんどが築40年以上経過しており、老朽化による解体、建て替えにより15年間で5万戸減少。この傾向は、今後鈍化する見込み、こういう見込みなん

です。こういった見込みに基づいて目標値を変えたと。これは、6割で家計を支える者の年齢が65歳以上であり、耐震性向上が必要な住宅ほど所有者の経済的負担が重いというため、こういう話題があると。そこで95%から90%に下げたという経過があります。

しかしながら、高齢者、住宅改修したいと思っても、なかなか負担が重くてできないということで、2にありますように、住宅の耐震化及び減災対策率というのを新たに設けました。これで、実績が平成30年で84.7%でありますけれども、目標を95%に上げる。これは改定の数字の大きなところなのかなと思います。

そこで、河北町では先ほどの冒頭に述べましたけれども、県のこういった計画を受けて、最初に平成22年2月に河北町建築物耐震改修促進計画をつくりました。さらに、県の改定を受けて、平成29年3月にまた町の促進計画を改定しております。

町のこうした耐震化の目標設定でありますけれども、最初の促進計画では、平成20年の70.7%から、平成27年で90%というのが最初の目標であります。改定の促進計画では、平成25年度の実績について、実績で、72.5%から平成32年、令和2年に95%という目標になっております。そこで県との差が出てきているのかなと思います。

それで、県の今回の改定された促進計画では、課題として高齢化などにより建て替えや耐震改修の費用負担が難しい住宅の所有者が多くいることから、耐震性が不足する住宅の減少は、今後は鈍化すると見込まれると書いてあります。今後の方向性として、住宅の建て替えや改修を支援するとともに、古い住宅を耐震化する費用負担が難しい世帯に対しては、生命を守る対策を講じる必要があるとしております。

先ほども述べましたけれども、住宅改修に対する経済的負担ということで、昭和55年以前に建てられた住宅は耐震性の不足しているものが多く、築40年以上経過している。40年以上の住宅に住む世帯のうち、6割以上で65歳以上の者が家計を支えている。また、55歳以上の割合は8割を超えている。このことから、耐震性向上が必要な住宅ほど、そこに居住する世帯の経済的負担が重くなると想定される、こういう分析であります。

県内の耐震化改修に要した費用の平均というのが出ておまして、これは平成29年度から令和元年度の実績でありますけれども、平均で260万円です。なかなか厳しいのかなど。融資制度とか、そういうのもありますけれども、借りる以上は返さなくてはいけない。高齢化していて、なかなかそれも難しいというような実態です。

さらに、耐震改修の予定がない世帯における耐震改修をしない理由として、これは国土交通省が令和元年10月から11月にかけて実施した全国調査のアンケート結果ですけれども、費用負担が大きいからというのが74.4%、古い家にお金をかけたくないからというのが44%、こういった理由でなかなか耐震改修が進まないというような状況があります。

そこで現在、先ほどありました持ち家住宅資金とか、あるいは耐震改修においては、町の制度としては河北町木造建築物耐震診断士派遣事業、さらに河北町木造住宅耐震改修事業、こういった事業がありますけれども、このほかに町として耐震改修に使えるような事業というのはあるのかどうか、まずお聞かせいただきたい。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 現制度の中では、先ほ

ど言いました耐震診断、あるいは耐震改修という部分では、国と県と連携した中で、町が協調しながら取り組んでいるものが、まずございます。

そのほかには、町独自の補助制度の中で、持ち家住宅補助金制度がありまして、それに県と加算する形で耐震改修に関わる事業を皆さんにぜひお使いいただけるようにということで創設しているものがございまして、それ以外のものとして持ち合わせている補助制度というのは今のところないという状況でございます。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） そうすると、県の住宅リフォーム総合支援事業、あるいは持ち家住宅の事業、これを併用して、最大でどのぐらいの金額が、補助が受けられるのか、金額として示していただきたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 県の耐震改修工事という部分で2分の1の補助中で上限80万円という部分がまず1つございます。

あとそのほかに、持ち家住宅のほうと改修工事、併せた形では、最大で、いろんな要件がございますけれども、50万円の町の補助金に加えた中で、さらに40万円までが加算できるような、そういった仕組みのものもございます。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） なかなか、それだけ補助を受けるには、それ以上の工賃が必要なわけですから、なかなか高齢者にとっては厳しい現状があります。

そこで、耐震改修の窓口ですね。都市整備課に相談窓口を設置し、耐震化や専門家の情報提供等を行うとありますけれども、具体的にこういった耐震改修で都市整備課の窓口でこれまで受けた相談というのがどの

ぐらいあるのかですね。その実績などありましたら、例を示していただきたいと思  
います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 これまで近年において、耐震改修の相談で、具体的にご相談に来られた部分は、公民館のほうではございました。一般住宅でも1軒ございました。そうした中で、改修、一般住宅でそうした制度を活用した中で取り組んだ事例は1軒であります。

あと、そのほかにもそういった耐震改修の診断を行わずして、耐震改修並みのリフォームといたしますか、そうしたものは多々見られるケースはございますけれども、ただそれは耐震改修としての数値がどこまで伸びたという部分までの数値は分からない物件でもございますので、公民館1軒、合わせて民間の工事が1軒という部分での実数値だと思えます。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） なかなか少ないというか、最初からお金の面で負担が多いということで諦めてしまうのかもしれませんが、制度のまだまだ周知が徹底していないということも考えられるのかなと思うのですね。

それで、地震時の住宅、建築物の総合的な安全対策として、町民の生命、財産を守る立場から、情報やホームページ等を活用して、住宅、建築物の耐震化の必要性や地震、防災意識の普及啓発を行い、耐震診断及び耐震改修へ誘導を図る。こういうふうにありますけれども、具体的にこれまでこういった形で周知徹底してきた状況があるのかどうか、お聞かせください。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 地域に落とした形での説明会という部分は、以前建築基準法を改

正した折には、した経過があったのは存じ上げておりますけれども、近年におきましては、こういった補助制度の周知という形で、ホームページで周知している、あるいは建設総合組合などを通じた中で、そうした取組について、周知を図っていただきたいという形で、今のところ進んでいる現状でございます。

○漆山光春議長 ここで議長から申し上げます。

2番齋藤隆議員の一般質問の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） それでは、先ほどの続きですけれども、震災時の住宅、建物、総合的な安全対策ということで、町報やホームページ等を活用して、住宅建築物の耐震化の必要性や地震、防災意識の普及啓発を行うとありますけれども、ぜひこういった耐震改修に対する町報での特集なども企画していただいて、ぜひこういった普及に図ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 3月、県で公表された広報の一つの取組として、パンフレットの配布、あるいは広報の一つとして、町と県が連携しながら、いろいろ広報紙、あるいはラジオ、テレビなどインターネットを活用した広報、あるいはイベントの機会を利用した啓発活動とか、講習会などの取組などいろいろありますので、県との連携も図りながらですけれども、そういった町報の取組についても、県のほうをベースにしたがらの部分も多いところがありますので、その辺精査しながら検討させていただけれ

ばと思っております。

あと、併せて、大変申し訳ございませんけれども、先ほど午前中の私の答弁の中で若干誤りがありましたので、訂正させていただきます。

最初に、耐震診断が過去においてどれだけの実績という部分で、数値、個人宅が1軒、公民館1軒ということで申し上げたところですが、平成12年から令和元年まで耐震診断、全体では18軒診断はしております。そうした中で、耐震の補強を進めた住宅が2軒という状況でございます。訂正します。

あともう1点、訂正でございますけれども、町のほうの今耐震化に向けた取組の中の補助金制度として、持ち家住宅補助金がございますけれども、50万円を限度とした町の単独費に加算する部分のほうを、私先ほど40万円と言いましたけれども、24万円の誤りでした。大変申し訳ございません。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） さらに2点目として、避難路や通学路沿いの危険なブロック塀、石塀等の地震による倒壊を防止するため、所有者に対し、安全確保の指導を行うとあります。これまでこういった指導というのはやってきたのかどうかですね。以前、同僚議員の一般質問などでもありましたけれども、こういった撤去とか、そういったものの指導とか、あるいは改修なども含めて、こういった安全指導ということで実績があるのかどうか、お聞かせください。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 ブロック塀の安全に関しても、いろんな観点で避難路の確保のためにも、大変大切な構築物を強固なものにするために必要なものと考えています。

今回、これまでの町の計画でもブロック塀

に関しては、位置づけはした中で、我々としてしましてはそういったものを改善するために安全点検なども実施しながら、かつ、今現状では、町としては、制度的には先ほど来お話ししている持ち家住宅の補助金の中で、家屋と全体的に附属の施設として改修するときには補助金の活用もという部分をご相談される折にはお話をさせていただいているところでございます。ブロック塀に関しては、除却に関する、単体での制度までは至っておりませんが、そうした形で今のところは既存の制度をうまく使っていただきながらということでお話ししております。

引き続きパトロール、通学路という部分の中で、学校とも連携を図りながら、安全確保に努めていくように努めたいと思います。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） さらに4番目に、県と連携し、耐震診断士の養成や耐震改修方法講習会等を実施するとありますけれども、現在河北町に在住している耐震診断士、どのぐらいいるのか、それを把握しているのかどうかお聞きします。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 申し訳ございません。町内における診断士の数までは、ちょっと把握に至っていないところでありますけれども、大方、建築士の方々を中心になるかと思っておりますけれども、そうした方がそういった観点で診断はいただけるのかなと思っております。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） ぜひ把握していただいて、名簿化していただいて、いざというときには活用していただくということで、さらに講習会、耐震改修方法講習会等を実施するとありますが、これまで実施した経過があ

りますでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 近年において、そういった講習会に至った経緯は記憶にございません。

先ほどもちょっとお話ししたのですけれども、耐震計画、県のほうで創設した際に、各公民館に下りて、具体的に詳しい話もいただいた経過もございます。なかなか専門的な知識を持ち合わせた職員がいないものですから、もしそういう機会を捉えることができるものならば、県の職員にも声がけしながら、そういったやり方があるのかどうかについて、いろいろ精査した中で、進められるのであれば、ぜひ進めていきたいということで考えております。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 最後の、その他の中で、2番目に、高齢者世帯の住宅については、応急対策として寝室または居間のみの補強や家具の転倒、天井落下等の危険から身を守る対策等の推進を図ることがありますけれども、具体的にこういった事例というのはあったのかどうか、お聞かせください。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 具体的に広報とか、町民への周知活動という形で、特集などをつくった経緯もございませんので、そうした取組がちょっと薄いのかなという部分もあります。ぜひその辺も近隣あるいは県の情報提供の仕方などを少し精査しながら、積極的な周知が図れるように検討させていただきたいと思っております。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） これ、今まで、平成29年3月に策定した町の促進計画です。それでもなかなかうまく実施されていないという

のが現状のようでありますので、新たに今年中に、先ほど答弁の中にもありましたけれども、見直しをするということでありましたので、ぜひそういったことも入れていただきたいと思います。

さらに、今年中と言いますけれども、先ほどの令和2年度中に策定するとしていた廃棄物処理計画もコロナウイルスや豪雨災害で延期になってしまったと。令和3年6月ということで答弁ありましたけれども、ぜひ策定、今年中ですから12月までということだと思いますので、その間に去年のような豪雨災害や大規模地震がないように祈るばかりでありますけれども、つくればいいというものではないと思っております。やっぱりいかにつくったものを実施するかということがあると思っております。そこで、実施、見直しに際しては、ぜひまず目標値でありますけれども、県が95%から90%に引き下げました。河北町でもこれから県よりは伸び率は上昇しているとは言えるものの、これからの伸びというのは非常に鈍化してくるのかなど。果たして95%というのが妥当なのかどうか、この辺の見直しが必要かと思っておりますけれども、現時点でどのように考えていますか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 県の目標が95%からさらに10年後、90%に引き下げたと。当然ながら今の現状、高齢者世帯への耐震されていない住宅への入居者が多いという中で、それに関わる負担というものが大きな要因として今後鈍化する傾向があるというものにもなっている中で、河北町においては、そういった意味で、今現状でも古い建物が県平均よりもまだ多い状況にあるのだろうと。その結果が、耐震化の平均、県の平均を下回る結果に至っているという、今現状

の私自身の分析にも至っております。

そうしたことを踏まえると、まだ具体的な目標数値を定めることはこれからの作業になりますけれども、当然ながら県の今の目標と同率にすべきか、それともそれよりも現状の今の建物が建っている分母の部分が多い部分をどういうふうに整理するか、それをどういうふうに解決すれば、県並みに目標をやるのか、その辺を整理しながら進めなければならないところがございます。県の今新たに提示した90%の目標というものについては、しっかりと精査した中で、目標値を定めて、今年中の計画に反映させていただきたいと思っております。以上です。

**○漆山光春議長** 「2番齋藤隆議員」

**○2番（齋藤隆議員）** 先ほど紹介したように、県は住宅全体の耐震化が難しい世帯に対しては、寝室や居間の部分補強、耐震ベッドの設置による減災対策を進めということで、耐震化と併せた減災対策率を95%にするというような、新たな目標なわけでありまして。これはかなり実態に近い目標なのかなと。高齢者の命を守るということで、できるだけ負担を減らして守っていくという点では、非常に重要な目標でありますので、ぜひ河北町でも策定の際には、こういったものを取り入れていただきたいと思っております。

さらに、先ほどのブロック塀ですけれども、県の促進計画では、ブロック塀の倒壊防止ということで、危険なブロック塀の解消を図るために、所有者に除却等について指導する。また、市町村に対しては、管内の危険ブロック塀解消を促進させるため、除却に係る補助制度の創設を促すとあります。ぜひこういった補助制度、除却のみには持ち家住宅制度が適用にならないということでしたので、ぜひこういったものも制度として取り入れていただきたいと思っておりますが、

いかがでしょうか。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 高齢者に係る部分で、最低限生命を守る対策ということで、新たに県でそういった居間とかベッドとか、そういったものに対しての部分を実施したのも、その指標として入れると。いずれにしましても、それに関わる部分としては負担が伴うわけですし、県でそうしたものを、今年3月に提示した中で、まだ具体的に県でそういった目標数値を定めておりますが、まだ県としてのそういった新たな補助の創設という部分にもまだ至っていない現状もありますので、その辺町としましても、県と同じような考え方で、ぜひそういった指標をつくられば良いと思っておりますし、それに伴った、町と県が連動して、そういったものが補助制度としてできるような、そうした要望なども県にも声を入れながら、ぜひそういった数値が、位置づけが、裏づけがあるような形で、ぜひ進められればという部分を考えております。

あと、ブロック塀に関してですけれども、補助制度の部分、検討させていただきたい、課題だと思っております。

**○漆山光春議長** 「2番齋藤隆議員」

**○2番（齋藤隆議員）** 先ほど申し上げました、居間や寝室、高齢者が時間を長く過ごす、阪神淡路大震災のときには、早朝だったということもあって、寝ている間に家具などが倒れて、長時間それにさらされて、控滅症候群、クラッシュ症候群とも言いますが、長時間下敷きになっていて、助け出して、すぐにもう急性腎不全でショック死するというようなことがありました。こういったものを防ぐためにも、耐震シェルターや耐震ベッドというのは非常に有効なのかなと。耐震改修にはお金がかかります

けれども、こういったものだと比較的安価に工事することができるということで、これはちょっとホームページからですけれども、香川県の土木部の住宅課で平成30年10月に出した住まいの耐震化ということでリストがあって、シェルターとか耐震ベッドの紹介があります。シェルターでも高いのは300万円以上というのもあるのですけれども、50万円とか、40万円ぐらいのシェルターもありますし、さらに耐震ベッドについては40万円とか、30万円台で設置できるといようなものもあります。

現在、町の持ち家住宅制度で、こういった耐震ベッドとか、シェルターを設置した場合の補助というのは受けられるのかどうかお聞かせください。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 そういった家財に関する部分は、今現在の持ち家住宅促進事業では、リフォームあるいは新築という部分が位置づけになっていまして、そうした家財に関してまで該当要件には含まれていない現状でございます。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） そうなんですよね。ですから、新たにこういったシェルターとかベッドですと比較的安価で、安価といいますか、これもぜひ補助をお願いしたいと思いますけれども、先ほどのブロック塀と併せて、見直しの検討課題にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 そういった耐震に関するいろんな行政側のやり方にして、一つのご提案いただいた部分も頭に入れながら、いろいろと考えさせていただきたいと思います。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 年度内に策定していただいて、特に災害弱者と言われる高齢者の命を守るという点で、しっかりと計画をつくるだけではなくて、耐震化率が上がるように努めていただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

○漆山光春議長 以上で、2番齋藤隆議員の一般質問を終わります。

ここで1時25分まで休憩とします。

休 憩 午後1時17分

再 開 午後1時21分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第2、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

最初に、議第47号令和3年度河北町一般会計第3回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（1番、2番、3番、6番、8番、9番、10番、11番、12番の通告あり）

確認します。

1番、2番、3番、6番、8番、9番、10番、11番、12番。

それでは、「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 1点だけ教えていただきたいと思えます。ページ、28、29の9款1項3目の消防施設です。562万2,000円とあります。提案理由の説明では、吉田地内の警鐘台の更新とおっしゃっておりました。今、警鐘台の更新じゃなくて、警鐘台を取

り壊すと言って、今まではずっと我々の地域もなってきたのですが、ここに500万円ぐらいかけて更新というのは、どういう警鐘台なのか教えていただきたいし、また何で当初予算でなくて、今の補正でこれが出てきたのかなというのがちょっと分からないので、教えていただければと思います。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 28ページ、29ページ、9款1項3目消防施設費土木工事に関するご質問でございます。

まず、提案理由の中で、警鐘台の更新というお伝えの仕方をいたしました、内容につきましては、これまで取り組んできました内容と同様、既存の警鐘台を解体撤去いたしまして、サイレン付ホース乾燥塔を置くという工事内容でございます。

また、時期について、なぜ当初でないのかということですが、今回設置予定しております警鐘台、サイレン付乾燥塔と申しますのが、具体的には北谷地小学校の敷地内にあるものでございますが、予定では令和6年度に手をかけるという予定でしたが、スイッチ部分の故障に伴いまして、作動しないという状況になりましたので、補正予算ということで急遽修繕といえますか、新たに乾燥塔を置かせていただきたいということでの予算計上でございます。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 警鐘台は撤去するのですね。ちょっとあとどんなものをやるのか、もう1回具体的に教えてください。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 警鐘台は撤去いたします。新たにサイレン付ホース乾燥塔を設置いたします。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） では、その提案理由の説明の中で、警鐘台の更新はおかしいのではないですかと申し上げて、終わります。

○漆山光春議長 以上で1番岡田桂司議員の質疑を終わります。

次に、「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 3点ほど質疑いたします。

1点目ですけれども、21、22ページの4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費ということで、令和3年度第1回補正で時間外手当650万円、それから休日勤務手当23万円ほど計上しております、今回の第3回補正で時間外手当910万円、さらに休日勤務手当77万円ですか、計上しているわけですが、時間にしてどのぐらいの時間になるのかですね。それから、この残業時間外手当というのは、7月いっぱいまでの、65歳以上の高齢者の接種に係る時間外手当と見ていいのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、26、27ページ、8款2項2目の道路除雪費の機械器具費、除雪機の更新、さらに研修負担金というのが2万2,000円あります。研修負担金については、令和3年度当初予算でたしか1万円ほど計上してあったのかなということでもありますけれども、2万2,000円、どういった中身なのかお聞かせいただきたいと思っております。

さらに、除雪機械が、本来であれば当初予算に盛り込むべきなのかなと思っておりますけれども、この時期になったのはなぜかということでお聞きしたいと思います。

最後の3点目でありますけれども、28、29ページの9款1項1目の非常備消防費でコミュニティー助成事業交付金ということで提案理由にもありましたけれども、救命胴衣を備え付けるということで、今回何着ぐ

らい更新するのคะですね。さらに、これまでの累計でどのくらいになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** まず、時間外勤務手当910万円増額させていただいたところでございますけれども、これにつきましては、一応当初は9月30日までという形で120人の、第1回目の接種は120人体制で9月30日までという形で計画しておったところでございます。そういったことで、65歳以上の高齢者の接種のための時間外として9月30日までを予定していたところでございます。

時間数につきましては、今資料がございませんので、後から申し上げたいと思っております。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 26、27ページ、8款2項の道路維持費の中の道路除雪費でございます。

最初に、機械器具費の1,749万円ですけれども、議員おっしゃるとおり、除雪機械の購入のための今回補正としてさせていただきました。

当初予算に反映できなかった観点なのですが、今年度要望ということで、これは国の補助制度、社会資本総合交付金を活用した中で見通しが見通せなかったという部分の中で、当初には反映できなかったものでありますけれども、4月以降になりまして、国から機械器具費の車両購入の内示がございましたのを受けて、速やかに補正させていただいたという内容でございます。

あと併せて、研修費負担金、今回2万2,000円ほど追加で計上させていただきました。当初予算では、研修負担金1万円を計上させていただいておまして、こちらのほうは今回新たな取組として、新規の担い

手を養成するためのということで、3トン級のショベルをリースした際に、普通免許でそれは乗れるものなのでございますけれども、当初の部分では安全講習会ということで、安全に関する講習会のものが必要だということで計上させていただきました。その後、公道とか現場作業をする上で、労基法上の観点で、どうしてももう一つ研修会を受けておかないとまずいというものが追加で出てきました。そうしたものとして、今回新たに2万2,000円を計上させていただいたということでございます。

**○漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

**○真木秀章総務課主幹** 28ページ、29ページ、9款1項1目非常備消防費のコミュニティー助成事業交付金についてのご質問でございます。

おっしゃるとおり、今回はライフジャケットの購入ということでさせていただいております。今年度、購入を予定しておりますのが63着、既存のものと含めますと108着ということになる計画を立てております。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 時間外の時間数でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、土曜日の午後と日曜日の午前、午後という形で、週休日も実施しているところでございますが、その時間数として延べ3,300時間ということになっております。

**○漆山光春議長** 「2番齋藤隆議員」

**○2番（齋藤隆議員）** そうすると、今回の910万円ということで、かなりの時間数、1人当たり、健康福祉課だけの時間外ですよ。職員全体として考えていいのね。ウイルス接種に当たる職員ということで。そうすると、健康福祉課としてはそんなに過重負担はないと考えていいのคะですね、健康を害するようなことはないのคะどうか、そこが

心配だったのでお聞きしました。

さらに、今後検討中という一般質問の答弁ではありましたが、64歳以下の集団接種、同じようにサハトで行うとなった場合に、さらにまた残業時間が増えるかと思いますので、その辺も十分考えてやっていただきたいと思えます。

それから、2点目ですけれども、当初の国の交付金の関係で、間に合わないということで、4月になってということで、見通しがついたということで、計上したということです、ここは分かりました。

さらに、追加の研修というのはどういった、安全講習でなくて、どういった研修になるのか、そういった内容についても、金額としては大した金額ではないのですが、どういった内容なのか教えていただきたいと思えます。

それから、救命胴衣については累計で108着となりますが、今後どういった購入といえますか、今後も増やしていくのかどうかですね。分団ごとに最低これだけ必要かどうか、そういった考えはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** この時間外につきましては、補助金がうちの4款1項2目で全額受けることになりましたので、それぞれ今関係各課の職員の皆様方にも動員をいただいて、時間外をしながら接種させていただいているところでございます。

そういったものも全てこの予算に入っているということでございます。64歳以下ということでございますが、今後医師会との調整の中で、さらに増える可能性があるかどうかでございますけれども、そういったものにつきましても、今後また補正が必要な場合もございますので、そのときはまたお

願いできればと思っております。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 研修費の2万2,000円、こういったものなのかという内容でございますけれども、具体的な研修名は小型車両系運転業務特別教育といった内容でございます。これにつきましては、機体重量3トン未満の建設機械を運転するときには特別教育を修了しなければならないといったもので、その特別教育のほうは18歳以上の方で学科が7時間、実技6時間、そういったものの講習をしていただくというようなものでございます。

**○漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

**○真木秀章総務課主幹** コミュニティー助成事業の今後についてというご質問かと思えますが、今回の事業主体がそもそも消防団のほうで実施主体となっていております。その中で、ライフジャケットにかかわらず、そもそも装備品に関する基準というものがございまして、今後そういったものをどういうタイミングでどのように購入していくかなどにつきましては、そういった基準に沿って計画的に検討してまいりたいと考えております。

**○漆山光春議長** 「2番齋藤隆議員」

**○2番（齋藤隆議員）** 1点目については、健康福祉課だけではないということで、予算計上で健康福祉課に持ってきたということで、了解しました。ぜひスムーズな接種が進むようお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、こういった除雪機購入と必要な講習ということで、オペレーターの確保というのが今後課題になってくるかと思えますので、しっかりとオペレーター確保とともに、安全管理を徹底していただきたいと申し上げて、了解しました。

それから、3点目については、今後どうな

るかというのは、ほかの装備品との兼ね合いでそろえていくということですので、装備の充実ということ、さらには報酬などの見直しもしっかりやっていただきたいということをお願いして終わります。

**○漆山光春議長** 以上で2番齋藤隆議員の質疑を終わります。

次に、「3番槇正義議員」

**○3番（槇正義議員）** 1つは、同僚議員が質疑をされました4款1項2目の予防費、ワクチン接種事業費時間外休日勤務手当の関係ですが、時間外勤務手当については、平日は4時ぐらいにほぼ終わるんだろーと思えますけれども、土曜日と日曜日について、休日勤務という手当の支給の仕方がなかなか分かりづらいと思えますけれども、職員に対しては、時間外手当で支払うということなのでしょうかということと、それから休日勤務手当というのは、土曜日、日曜日、祭日に接種を行うときに、勤務手当を支給するというのは、時間外手当で職員の場合は支給をするという話を先ほどしたような気がしたのですが、休日勤務手当の支給対象者というのは、一般職員も含めて対象になるのか。

それから、奇異に感じるかもしれませんが、管理職の皆さんは時間外手当というのは出ないと思えますが、休日勤務手当というのはどういうふうに処理されるのかお聞きしたいと思います。

それから、27ページの8款2項2目の道路除雪費の中で、同僚議員からあったのですが、研修の内容については先ほどあったのですが、どこの団体で研修を催すのか教えてくださいたいと思えます。

それから、31ページの10款1項6目のICT研修教育推進費の委託料でございます。946万4,000円、これは当初予算では1,398万

7,000円計上されておまして、この業務委託料というのは、支援員の追加の配置とか、委託料なのか、当初予算からまだ3か月ぐらいしかたっていませんけれども、追加の内容について教えていただきたいと思えます。以上です。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 21ページの時間外勤務手当と休日勤務手当の関係でございますけれども、先ほど土曜日、日曜日等の週休日といえますか、その時間外につきましては、時間外手当ということで支給されることになっております。

この休日勤務手当というのは、平日における祝祭日の勤務のときの時間外手当といえますか、そういうことで予算上、そのように分けさせていただいて、計上しているところでございます。管理職につきましては、時間外手当はございません。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 27ページの研修費に関連しまして、研修する会場でございますけれども、山形労働局長の登録教習機関として位置づけられておる、寒河江市白岩にあります建設業技能安全センターというところで実施するものでございます。

**○漆山光春議長** 「鈴木学校教育課長」

**○鈴木淳子学校教育課長** 30、31ページ、10款1項6目ICT教育推進費の中のギガスクールサポーター業務委託料についてでございますけれども、ギガスクールサポーターにつきましては、ICT支援員とはまた別の業務を行っていただくことで予定しております。令和3年7月から令和4年3月まで、週二、三日程度、教育委員会に来ていただきまして、学校の通信速度等の環境の、通信環境の調査でありますとか、改善に向けた設定、あとタブレット端末に関するヘル

プデスク等の業務を委託するという一方で、委託料を上げさせていただいております。

○漆山光春議長 「3番槓正義議員」

○3番（槓正義議員） 最後のギガスクールサポーターの話、大変失礼しました。この方はどんな人たちが対象になっていらっしゃるのか、教えていただきたいと思っております。

それから、コロナワクチンの接種事業の中で、管理職の皆さんにはなかなか恩恵がないということで、頑張っていたかと思っております。ご苦労さまです。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 対象という話ですけれども、こちらについては学校ですとか、保護者の方へのスクールサポーターの方への対応ということになります。

○漆山光春議長 「3番槓正義議員」

○3番（槓正義議員） このサポーターの業務委託、このサポーターというのはどういう人たちがなるのでしょうかということなのですが。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 ギガスクールサポーターの方は1人の方に委託をするということでお願いします。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午後1時44分

再 開 午後1時46分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 失礼いたしました。

こちらにつきましては、ICT関係に詳しい事業所ということで、委託先をお願いすることになっております。

○漆山光春議長 「3番槓正義議員」

○3番（槓正義議員） 分かりました。

○漆山光春議長 以上で3番槓正義議員の質疑を終わります。

次に、「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） 私も1点質疑させていただきます。

今、同僚議員も質疑させていただきましたが、30ページ、31ページ、10款1項6目ICT教育推進費の中の、ギガスクールサポーターの委託料二百三十何がしということで、今質疑の内容を聞いていて、要は私も同じ質疑の内容なのですが、当初予算でICTの支援員を可決して、実際に小中高合わせて2名配置するという話で、当初可決したのですが、今回あえて補正予算でギガスクールサポーターということで予算計上なっています。支援員とサポーターのまず違いはということで、お伺いしたかったのですが、先ほど少し回答がありましたので、私のほうから、支援員は小中学校に2名配置、学校現場における教職員ですとか、児童生徒のICTの機器操作とか、そういった形で補助の役目をして、ICTの授業に関するアドバイスのことをするのが支援員だということで私は理解しているのですが、ギガスクールのサポーター、あえてここで補正予算を組んでいるので、何をやる方なんですかということで、再度お聞きします。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 ICT支援員につきましては、議員おっしゃるとおり、2人体制で7校、各校に、学校に直接行っていただいて、タブレット等の機器の取扱いですとか、あとは先生方の授業の支援、また研修等について支援をしていただくということになっております。主に支援員については、ソフト面での支援ということになっております。

これに対しまして、ギガスクールサポーターのほうは、主にハード面の支援というこ

とで、先ほども申し上げましたけれども、学校で通信速度が遅いのですとか、そういったことに対しての通信環境の確認ですとか、あとは保護者から、学校からの問合せ等、トラブルに対する対応等を行っていただくとなっております。

○漆山光春議長 「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） そうすると、そのサポーターというのは、ハード的なものの保守、メンテナンス等々、相談窓口になって対応すると。また校外的におきましては、保護者とか、そういったところでオンライン授業とか、いろいろなってくると思うのですが、そういった形でのトラブルの対応とか、そういった形でやるということで間違いないでしょうか。

あともう1点は、そういった課題があったときに、先ほどちょっと聞き逃したのですが、勤務状態、週に何回とか、そういう限られたということ、決まった出勤日とか、対応とか、ないとは思うのです。そういったときにはどういったところを考えていらっしゃるのか。週に何回の契約をそれともやっているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 業務内容については、議員おっしゃるとおりでございます。

ギガスクールサポーターにつきましては、週二、三日、80日程度の勤務を予定しております。

○漆山光春議長 「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） サポーターは80日、1年間で80日、週二、三回。これは各校対応、多分7校、中学校1校、小学校6校対応すると思うのですが、そうすると毎日というか……、そうか、学校で対応することではなくて、そういったトラブルが起きた

ときに教育委員会から派遣されて、学校に行って、保護者の方とか、ハード面を修繕したりとか、保守したりということによろしいのでしょうか。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 ギガスクールサポーターにつきましては、教育委員会の学校教育課に籍を置いてもらいます。そこで、学校からですとか、トラブル等があった場合には行っていただくという形になるかと思えます。

ICT支援員につきましては、直接学校を回っていただいております。

○漆山光春議長 以上で6番東海林信弘議員の質疑を終わります。

次に、「8番松田収作議員」

○8番（松田収作議員） それでは、私からも2点、3点ほどですけれども、先ほど同僚議員がしていますので、その後に疑問な点を教えていただきたいと。

第1点が、20ページの4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン139万2,000円となっておりますけれども、一番最初100人を予定しておりましたけれども、今回大体1回分、180人になったということなので、ワクチンが順当にこうして来ることになったので、その後にする人たちのことも早まるのではないかというような、ちょっと感じがするのですけれども、その辺をまず1点お聞きします。

それから、26ページ、8款2項2目研修費ですけれども、道路維持費、道路除雪費、車両で175万1,000円ですか、これも分かります。ただ、随分この冬の豪雪で、いわゆる隅取りと申しますけれども、十字路のあれなどにも使えるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう1点、29ページ、9款1項3

目、警鐘台更新565万2,000円ですね。これは同じ場所で取り壊してあれするのか、それとも若干でも場所が移動になるのか、その辺教えていただきたいと思います。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 21ページの新型コロナウイルスワクチン接種関係の費用でございますけれども、これにつきましては、このたび当初は3月31日の補正で補正させていただいたところでございますが、今回補助金等の額が確定した関係で、ある程度補助金の範囲内で組替えをさせていただいたところでございます。ただ、この予算につきましては、当初9月30日までという形で予算を予定しておりましたので、その内容の予算になっているところでございます。

ただ、その後7月末までという国からの指示がございましたので、その7月末までのワクチン接種には対応できると思っております。その後の64歳以下の方ということでございますが、一般質問の中でもいろいろ議論させていただいたところでございますが、医師会との調整の中で、できるだけ間を空けないでスムーズに接種できるようなスケジュール等を組みながらやっていきたいとは考えているところでございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 当初予算で新規事業、町道除雪促進事業という位置づけの中で、リース料、あるいは委託料、研修負担金ということで、総額で約220万円ほど計上したものに、今回追加で研修費ということなんです。この目的は、町民の安全安心な生活を守るための町道の除雪体制を強化、あるいは除雪オペレーターの確保というものを目的に今回創設したものでございます。

募集人員は1名ほどということで、今年度取り組むものとしまして、事業の内容でござ

いますけれども、特に担当路線といえますか、除雪の担当路線を設けずに、指示された箇所の軽微な除雪の経験を踏んでいただくというのが、今回の主な目的でございます。先ほどお話のありました隅取り等にも使えるのかという部分なのですが、やはりある程度の経験を踏んだ中で、お願いできるかという部分を、ある程度判断しながら、どの辺まで行けるかという部分を、ケース・バイ・ケースで考えていかなければならないものだと思っております。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 28ページ、29ページ、9款1項3目消防施設費の土木工事についてのご質問でございます。

現在、計画しておりますサイレン付ホース乾燥塔、こちらにつきましては、既存の警鐘台と同じ位置、同じ場所を計画しているところでございます。

○漆山光春議長 「8番松田收作議員」

○8番（松田收作議員） それでは、お聞きします。

4款1項2目の予防費のことですけれども、先ほど一般質問で言っておられましたね。ワクチン終わった方は明るい顔、まだ終わらない方は少し暗い顔というようなことがありましたけれども、100人から180人まで増えたということは、それだけ早めてもらえるのではないかと思うのですけれども、その辺180人になっても、やっぱり早まるということはないのか。もちろん2回接種のこともあるのでということも分かります。分かりますけれども、これはだって最初にするときから、100人という限定でやっていて、ずっとやっていたんですから、180人になれば、これは早まるのではないかというのが、遅く予定になっている方々は考えることだと思うのですけれども、その辺もう

一度お聞きします。

それから、除雪費ですね、今。これは軽微なあれということで、これも軽微なことといったら、3トン未満のあれですから、大体分かりますけれども、今私どもとか、両所から山口なんていうと豪雪地帯で、果たしてこれであれになるのかなというように、大してできるのかなという疑問も、その辺もう一度お聞きしたいと思います。

なお、最近聞いた話ですけれども、随分業者がやめるとか、少なくなったというあれがあるのですけれども、これ1人、そういう方を、また初任者みたいな方を雇って、果たして今のあれで対処可能かどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

警鐘台のほうは分かりました。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 当初の計画としまして、100人から120人でワクチン接種ということで考えておった、そして9月30日までということで考えておったというところがございますけれども、今現在180人に増やしております。時間を延長してやっているところがございますけれども、その結果、7月末までには早く終わるということでございます。その後、64歳以下の方に接種をしていきたいということでございます。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 除雪に関するご質問の中で、特に今お住まいの山手のほう、この事業で対応できるのかというご心配ですが、それは除雪全体の課題でありまして、今回の3トン級のもので、山手の部分の課題もこの方に対応するという前提ではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

併せて、こちらの町道の除雪促進事業とは別口で、通常の除雪委託の実情を今お話に

なったわけですが、ご心配いただくように、かなり高齢化が伴った中で、あるいは会社の廃業なども伴っていく部分の中で、これまで従事いただいた業者が撤退されて、今年度からちょっと難しいという担当路線も発生しています。それを補うために、それはちゃんとした車両、大きな機械として対応できるべく、今いろいろとその代わりの対応というものの調整を、難航しながら進めている状況でして、今回の3トン級の方が、それをすぐさま担当路線を持つてするというわけではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

**○漆山光春議長** 「8番松田收作議員」

**○8番（松田收作議員）** 3トン級でできるかどうかということについては、私も疑問に感じますけれども、ただ、今研修費も出ていますけれども、これやっぱりマンパワーというか、運転手が少なくなっているというのがちょっと問題だと思っているのです。だから、その辺のあれで、何とか雪に負けないように頑張ってくださいように、まずよろしくお願ひしたいと思います。

それから、4款1項2目の予防費です。64歳以下のことを、今のところ論じるつもりはございません。65歳以上の方々のあれは、このままできっちり間に合うのかどうかということをお伺ひしたいと思っていました。これは最近、64歳以下の方というのは、ここ二、三日前から出た問題で、その以前からのあれがありますので、ここ大丈夫なのかということ。できれば早めていただきたいということです。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 現在180人体制で実施しておりますので、そういった形で加速させていただいております。先生方にもお願ひして、時間の延長もお願ひしております。

そういったことで、その結果7月末までには終わらすつもりでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○漆山光春議長** 以上で8番松田収作議員の質疑を終わります。

次に、「9番丹野貞子議員」

**○9番（丹野貞子議員）** 私から4点お願いいたします。

1点目は、18、19ページの3款2項2目子育て世帯生活支援特別給付金なのですが、提案理由の説明の中に、子育て世帯生活支援特別給付金の支援事業では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための費用を追加とあるのですが、この内容をもう少しお聞かせいただきたいと思っております。

それから2点目は、20、21ページの4款1項3目の環境衛生費清掃委託料の179万2,000円なのですが、この土砂というのはこの土砂なのか、増加の理由をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、3点目は、先ほどから言っております27ページの8款2項の道路除雪研修費の負担金の中身は分かりましたけれども、オペレーターのことについてなかったかなと思って、肝心のオペレーターの募集といえますか、そういう募集だか、決まったのかですけれども、その方のお話も聞きたいと思っております。募集するとしたらどのようにするのかということです。

それから、4点目は30、31ページのギガスクールのことですけれども、内容は分かりましたけれども、小中学校1人1台パソコンの事業ということですが、昨年ですと1割程度のお子さんがまだ持っていないということだったので、もう全部そ

ろって、皆さん1人1台全部なったのか、環境は整ったのかということと、今後そのギガスクールでどういうふうに授業の内容が変わっていくのかという、今後の計画とございますか、そういうのを今までとは違う授業になるのでしょうかから、パソコンを使った授業をどのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 3款2項2目子育て世帯生活支援特別給付金支援事業費でございますが、これにつきましては、新型コロナで、感染による影響で長期化する中、低所得者の子育て世帯に対しまして、国でその生活支援を行うということで、10分の10の国の事業で実施するものになっております。独り親世帯につきましては、県で実施するところでございますが、二人親、その他の世帯においても、支援、支給ということで、その部分については町が担当することになったものでございます。

具体的には、特別児童扶養手当ということで、障がい児を持っていらっしゃる方が対象になるわけですが、令和3年度分の住民税が非課税である者となっております。さらには、18歳末までの子の扶養者であって、障がい児につきましては、二十歳未満までの子とすることになっております。

さらには、住民税非課税につきましては、昨年度の所得ということにはなるのですが、今年度においても住民税非課税と同じような、そういった状況にある方も、家計急変者と言っておりますが、そういった方も対象にさせていただくことになっております。ちょっとそこら辺の算定が難しいところですが、児童1人当たり5万円を支給するというものでござ

います。一応なかなか算定が難しいところ  
でございますが、これまでの例を見まして、  
大体80人と計上させていただいているとこ  
ろでございます。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 21ページ、4款1  
項3目、環境衛生費、清掃委託料の増額で  
ございます。こちらにつきましては、土砂  
の撤去、処分費用となりますけれども、例  
年ですと全体でおおよそ20トンから25トン  
ほど出ております。そのうち、沢畑堰、い  
わゆる両所、根際、高嶋、沢畑、沢畑堰と  
呼ばれるところが10トン前後でありまし  
たけれども、今年度におきましてはそこが30  
トン以上、通常よりも20トン以上多く出  
ております。はっきりとした要因といいま  
すのは、なかなか分かりにくいかもしれま  
せんけれども、恐らく昨年豪雨で両所のほ  
うでの土砂の崩れがあって、そこが堰に流  
れ込んだものと考えております。20トン  
以上多いような土砂が出ておりますので、  
その運搬費用、処分費用を増額するもの  
でございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 町道除雪の促進事業に  
関わるオペレーター募集、町報への記事掲  
載を予定しておりまして、6月15日号に掲  
載予定でございます。目的、あるいは募集  
内容、対象者、あと募集人数、あと事業内  
容、あとは委託の期間、委託料などを掲  
載した中で募集させていただく予定でござ  
います。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 30、31ページ、ギガ  
スクールサポーターに関してのご質問です。

教育委員会では4月に家庭におけるイン  
ターネット接続環境等についてアンケート  
を実施しました。その中で、無線、Wi-Fi

iの通信環境がないと答えた世帯が、小中  
合わせて1,180人中65人、そのうち無償貸  
出し用のモバイルルーター端末の利用を希  
望すると答えたのが50人、世帯では36世  
帯となっております。

そのモバイルルーターの貸出しにつきま  
しては、6月中旬に教育委員会で対応す  
ることにしております。6月の平日につ  
きましては、夜間7時30分までの5日  
間、あと土日につきましては、午前9時  
から正午まで4日間を設定しまして、保  
護者の方に教育委員会に取りに来て  
もらうということにして  
おります。昨日現在で7人の方、5世帯  
に貸与済みとなっております。

あと、これからのタブレットの活用とい  
うことですが、調べ学習ですとか、あ  
とはカメラ機能、教科書のQRコードを  
読み取っての学習、または校庭にある植  
物を写真で撮って記録して、その成長過  
程を見るとき、そういったカメラ機能  
を使った授業、またはクラウド型の学  
習支援サービスということで、eライ  
ブラリーでのドリルやプリントの授  
業などを予定しております。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) それでは、まず1  
点目の給付金なのですが、やはりコロ  
ナが長引いて、大変な世帯もいるのか  
なと想像できるわけなのですが、非課  
税世帯というのは、よく分からないの  
ですが、両親と同居しているという  
か、2世帯、3世帯世代の中で、例  
えば親のじいちゃん、ばあちゃんの  
収入とか、そういうのは含まれない  
のですか。あとは、例えば離婚して  
帰ってきて、両親と同居している  
なんていう人の父子世帯、母子世帯  
というのは、それも対象になるの  
でしょうか。そういう人たちも  
もらえたらいいなと。じいちゃん、  
ばあちゃんの年金を当てにせず、  
独り親で育て

ているという人たちも、そういう給付金の中に含まれればいなど、分からないので聞くのですが、そういうのも含まれているのでしょうか。

それから、2点目は土砂のほうは分かりました。いつもよりも多くて、去年の豪雨のためになったんだなというのは分かりますけれども、大体土砂撤去費用というのは、全町の中の自治体が大体申し込むという形で、大体予算的にはいつも取っているわけなんでしょうか。それで、今回は取っていた、予算化していたものよりか、土砂の量が増えたから、この時期で増額ということになったのかなと、自治体で計画している土砂上げなんかの計画の中に入って、それを町のほうでも見込んで計画を立てているのかということをお聞きしたいです。

3点目のオペレーターの募集は6月15日の広報で載せるということで、年齢制限なんかはないのでしょうか。先ほど、できれば若い人、育成だから若い人だと思うのですが、いい人が来ていただければいいなということで、特に注文はつけないのですけれども、本当にいい方が申し込んでいただければいいなと思っております。

4点目の、1,165人中65人の方が持っていないということで、それで貸出しということなのですが、この貸出しの料金というのは発生するのでしょうか。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 先ほどの説明の中で、ちょっと私間違えて申し上げたのですけれども、対象は令和3年度分の住民税が非課税である者ということで、世帯ではないです。いわゆる養育されている、子供の養育者が非課税である者ということで、世帯とはまた別になって、主になっている方といえますか、申請されている方が非課税であ

る者となる、そういった観点の基になるわけですが、基本的には児童手当支給と同じような感じになるということでございます。

**○漆山光春議長** 「宇野まちづくり推進課長」

**○宇野勝まちづくり推進課長** 予算取りのことでございますけれども、大体前年度、あるいはその前の年度等を参考に予算化させていただきまます。量で大体予算化させていただいておりますけれども、近年、ここ二、三年ですね、大体同じような地区が申込みされておりますので、そういったところで、これまでですと全体で20トンから、多くても25トンぐらいまでの処分量でありましたけれども、今回はそれに20トンプラスになっているというような実態でございます。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 町道除雪の促進事業、6月15日町報とホームページに掲載させてもらいます。

年齢制限のお話ですけれども、資格といたしますか、対象者といたしまして、普通免許証を所持していることが条件になっていきますので、最低でも18歳以上の方になるわけですけれども、上のほうは制限は設けておりません。これから、募集人員が1名なわけですけれども、複数名とかいた際の書類選考などがある中で、年齢的なもの、一定程度高齢な方ということになれば、その辺は考慮することもあろうかと思っておりますけれども、制限を設けない中で募集していきたいと考えております。

**○漆山光春議長** 「鈴木学校教育課長」

**○鈴木淳子学校教育課長** モバイルルーターの貸出しにつきましては、無償とさせていただいております。ただ、家庭での通信に係る費用については、各自ご負担をいただくということで、保護者の方にはご説明申し上げます。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) 分かりました。ありがとうございます。

○漆山光春議長 以上で9番丹野貞子議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 18ページの3款2項2目、今質疑ありましたが、子育て世帯生活支援特別給付金でありますけれども、申請の方法でいつ頃支援されるというふうになるかについてお聞きしておきたいと思えます。

それから、新型コロナワクチン接種の時間外手当ですが、普通に考えて9月までに終わる予定だったのを、前倒しにしたと。作業量はそんなに変わらなくて、1日当たりの時間が増えたとしたときに、時間外って増えるのか。仕事量は増えないけど、土日の仕事が増えるので、時間外が増えると考えればいいのか。作業量全体としては、期間を詰めても変わらないのかなとふと思いました。

それにしても、職員とか、皆さん非常にご苦労なされて、いつもの事業にこの部分がプラスになるわけですので、大変だと思うのですが、一般職員については時間外という形でどのぐらい仕事がいつもよりも作業が増えているというのは、見えるわけですが、管理職の方々はそういうのが見えない、数字として表れないと。働いても給与は一緒というところがあるのですが、こういった方々の頑張りには何か応えとか、本当に非常によく頑張らなきゃいけないという状況があると思うので、そういったこととか、あと健康管理なども大丈夫なのかなど。その辺は誰が心配してくださるのか。基本的に管理職ですから、自分で管理しなさいというのものもあるのでしょうか。

ども、そうばかりも言っていない。自分だってすごく頑張りますからね、その辺のところを、健康管理などちゃんとできる体制があるのか、この辺は副町長とか町長にお聞きしたほうがいいのですかね、お聞きしておきたいと思えます。

それから、22ページの6款1項3目園芸大国やまがた産地育成支援事業から、魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業に変わるというのですが、名前が変わるのは分かるのですが、中身がどう変わるのか、説明いただきたい。補助事業の増額の内容も教えていただきたいと思えます。

24ページ、7款1項7目の道の駅河北費で、改修の基本設計費が出ておりますけれども、どんな方向づけ、どんなコンセプトかを1回町民の皆さんにお知らせするに当たって、どんな方向でどう進めていこうとしているかというのをざっくり説明いただきたい。さらに、全体のスケジュール、フルオープンまでどんなスケジュールで行くかということも、説明をお聞きしておきます。

除雪費については、町が除雪車を新しく更新するのと、オペレーターの養成があるのですが、このオペレーターは、この除雪車を主に操作するなんていう1対1なのかどうか、たまたま一緒になったというだけなのか、お聞きしておきたいと思えます。

非常備消防の救命胴衣については、どんな場面で使うのかですね。水防団員が水流に流されたときに、救命するために、流れに巻き込まれない、沈まないためにつけているのか、それともボートなども使うという場面も想定しているのか、そうした場合は消防団員用というだけではなくて、ボートで救出する方にも救命胴衣を着てもらうなんてこともあるのか、そうした場合だと子供なんかもいるので、子供の分も準備する

とか、そういうことになるのか、その辺の場面はどんなことを想定しているかお聞きしておきたい。

あと、28ページの9款1項4目の水防費の11万円は、委託料ですけれども、発災時の業者への委託料というような、そういった内容なのかどうか確認しておきたいと思います。

以上、お聞きします。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** まず、19ページの子育て世帯生活支援特別給付金支援に関してでございますが、申請の方法ということでございます。まずこれは令和3年度分の課税情報が必要だということで、今現在税務町民課で普通徴収関係も含めて、今調整中ということでございますので、6月以降という形になるかと思っております。

ただ、申請の方法としましては、現在支給しております児童手当、特別児童扶養手当の情報がございますので、そちらでまずは八、九割ぐらいは申請不要で直接振り込むという形は、通知は当然出しますけれども、そのようには考えております。

ただ、18歳未満の児童とか障がい児の方、あるいは家計急変ということで、急に家計の状況が悪くなった、そういった方への関係については、広報等でお知らせしながら、申請を待つというような形になろうかなと思っております。速やかにやっていきたいとは思っております。

続いて、21ページの新型コロナワクチンの時間外でございますが、確かに土、日の時間給がずっと続くわけでございます。ただ、一応この予算の調整した段階においては、まだ国のほうから7月末までの話がなかったところでございます。よって、今回の予算につきましては、当初予定していた9月

末までの時間給という形にはなっているところでございます。この予算の中では、対応はできるというようになるかと思っております。

健康面ということでございますが、確かに5月分の時間外はちょっと増えていたような状況でございます。健康面に気をつけながら、64歳以下の部分も続くことにはなりますので、町民の皆様が安全・安心で接種できるような体制で、健康福祉課、それから町職員も含めて、健康で頑張っていきたいと思っております。

**○漆山光春議長** 「増川農林振興課長」

**○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長** 23ページの園芸大国やまがた産地育成支援事業費から、魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費に事業名称が変更になったということでもありますけれども、これまで平成29年から令和2年度まで、第3次農林水産業元気再生戦略が定められておりましたけれども、令和3年3月に第4次の農林水産業元気創造戦略が固まったというところで、今回の補助事業についても変更になったというものであります。

今度の第4次農林水産業元気創造戦略の中では、県の第4次山形県総合計画を基に今回見直したわけでもありますけれども、さらに元気の再生から創造への歩みを進めるということで、農林水産業を元気にしていきたいということで、収益性の高い農業の展開、あと付加価値の高い水産業の展開を行っていくことを目標に行っていくというものでございます。その下に、魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業を行っていくということでもありますけれども、その中で具体的に今回の補正予算につきましては、当初予算で2件ほどの事業ということで1,230万円の予算で見えておりましたけれど

も、今回2件の追加をお願いしたいということで、園芸施設でパイプハウスなどを建設したいということと、サクランボの省力化、Y字仕立てになりますけれども、そちらの増額をお願いしたいということで、4件合わせてなりまして、事業費として1,822万9,000円ほどの事業費を見込んでいるというものになります。園芸によりまして、農業所得の向上を目指すというものになってございます。以上です。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 25ページの道の駅河北費設計委託でございますけれども、令和5年度からグランドオープンに向けまして、令和3年度に公募型のプロポーザル方式による道の駅河北改修基本設計業務委託を行いたいと考えております。

また、それと同時に、令和5年度からの指定管理者の指定も進めていきたいと思っております。基本設計の打合せから指定管理者に参画してもらいまして、レイアウトやデザインについての意見をいただくなど、町、指定管理者、設計業者が連携しながら、よりよい道の駅を目指すということを考えております。

具体的なスケジュールでございますけれども、今回の補正予算をご可決いただきましたら、7月中旬には基本設計の提案書の提出をいただきます。その後、7月下旬から8月中旬にかけて、基本設計の選定委員会を開きまして、その中で基本設計を決めていきたいと、設計業者を決めていきたいと考えております。9月中旬になりましたら、基本設計の業務委託の契約を行いまして、令和3年度中に基本設計の業務を完了したいと思っております。予定としましては、令和4年2月には業務を完了したいと思っております。

そしてその後、令和4年に入りまして、すぐに実施計画の業務委託を行いまして、その後7月頃から工事に入りまして、令和5年度の4月からグランドオープンということで計画しているところでございます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 道路施設費のほうで、最初に機械器具費のオペレーターは、これまで通常担当路線を決めておりますけれども、その方の乗る貸付車両のほうが、今現在タイヤショベルですけれども、キャタピラ製のものです、平成5年に取得したものの、経過年数27年経過したというものに基づいて、いろんなメンテナンスの部分が、大分継続的なサービスが受けづらくなってきているので、今回更新するものですので、先ほど来お話ししている、新たに新規で道路除雪促進事業で従事するオペレーターとはまた違うものなので、たまたま一緒になっているということでございます。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 28、29ページ、9款1項1目非常備消防費、コミュニティー助成事業交付金についてでございます。

購入いたしますのはライフジャケットということでございますが、この着用する方法などにつきましては、あくまでも消防団が着用するものと計画しております。

あともう1点、9款1項4目水防費、排水業務委託料についてのご質問でございますが、11万円でございます。ご質問では、発災時の内容かということでご質問賜りましたが、発災時を想定した訓練と考えております。もう少し詳しく申し上げますと、当初予算の中で購入した水中ポンプや発電機などについて、管理あるいはメンテナンスする経費というのは見させていただいておりますが、実際にこれを現場に運んでどの

ように設置するか、あるいは現場まで運ぶのにどういうルートを通して持っていくのが一番効率的かなどについての訓練が必要かと考えまして、このたび11万円ということで予算計上させていただいているところでございます。訓練の費用でございます。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 大変失礼しました。先ほどの質問の中で、スケジュールの町民への周知というところでございますけれども、町報等で随時周知していきたいと考えております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 新型コロナ対策ですかね、対応全体として、やはり職員の皆さんも、それから管理職も非常に例年ベースからいくと、非常に作業量、仕事量が多いということでありましょから、そういう中で皆さん健康をしっかりと管理できながら、保持しながら、仕事できるような点という点では、町長、副町長、どんな考えでその辺作業を見守っておられるのか、指示されておられるのかですね。大分ボリュームは多いと思うのですが、その辺の対応、どんなことを考えておられるかお聞きしておきたいと思います。

道の駅については、こういうふうなスケジュールを組んでいけば、それなりにかかるのだなと思うのでしようけれども、一般町民からすると、もうすぐにぼんと始められるんじゃないのと、何で始められないというような、どうしているんだという考え、結構町民からは多いのですね。私も聞かれば説明はしますけれども、全体として大体の方向が決まったということなので、事あるごとにこんなふうに進めますよみたいなことはよくアピールしていくと。住民の関心の高いことですので、そういったこ

とをすべきかと思いますが、いかがでしょうか。

除雪費については、オペレーターの育成といますか、研修という点で、町が所有する除雪機のオペレーターという点での育成もあります、業者が路線を除雪するとか、個人が自分の機械で除雪するなどという方々の、その研修といますか、そういったことも新しい年度、今年度は取り込まれるのかなと、以前の説明のときに、そんなイメージも持ったのですが、今回はその新しく雇うオペレーターだけの研修にとどまるのか、町内の除雪をしていただく方々の全体の技量アップといますか、そういった取組などは考えているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

ライフジャケットは、どの場面で、どんな場面で必要だと考えているのか。もう一度お聞きしたいと思います。

水防費は分かりました。

○漆山光春議長 「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 4款1項 2目予防費の時間外勤務手当に関してでありますけれども、総務課といたしましては、当然時間外手当の勤務実績が分かるというふうになりますので、そういったことも含めて管理といますか、担当と相談して決めていきたい、管理していきたいということでありますし、あとは大変作業量が多く、大変なところでもありますけれども、健康づくり係を中心にやっておりますけれども、土日も当然接種というものがあまして、1週間に7日、休館日を除けば毎日あるわけですが、そういった中であっても、土日いずれかについては休んでいただくというローテーションを組んでいるということもありますので、そういったことを基に、

健康管理に十分配慮してやっていきたいと考えております。

○漆山光春議長 「河内副町長」

○河内耕治副町長 新型コロナワクチンの接種業務につきましては、基本的になかなか業務がありますので、毎週とはなりません、随時プロジェクトチームの打合せ会議を開いておりまして、担当課となる健康福祉課をメインに、それ以外に人事面の担当、それから予算面、それから接種会場になっている担当課の課長を交えたプロジェクトチームで課題を随時洗い出して、対応ということで取組をさせていただいているところでございます。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 道の駅の改修工事の町民への周知でございますけれども、予算も絡んでくる内容ですので、ご可決いただいた中で、タイミングを見計らって、町民に周知していきたいと考えております。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 従前からの町道除雪で従事していただくオペレーターへの研修につきましては、例年のとおりですけれども、除雪の説明会の折に、業者から安全的な面を中心になりますけれども、そういった技術的な、安全の技術講習といたしますか、そうしたものを中心に例年やっておりますので、これについては今年度も引き続き実施する方向で考えております。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 道の駅の関係でございます。道の駅につきましては、これまでる検討を重ね、昨年中間報告、最終報告、そしてその最終報告を受けての今回基本設計で、先ほど担当課長から申し上げましたけれども、令和5年からのグランドオープンに向けて動き出す。その内容については、最終報告

についても、町民の方々にはまだまだ浸透しているかということでは、これからだと思っております。

現在、町報で新庁舎について庁舎レポートという形で今いろいろ進めて、町民のための庁舎建設ということで対応しておりますけれども、道の駅も本当に関心の高い部分でありますし、そういった町民の方々への、町としてどういうふうに取り組んでいくのかということも含めて、ご理解を得るべく、今後基本設計、そしてその後のスタートというところについても、町報も含めて、いろんな形での理解を深める対応は大事かなと。

また、一番冒頭ですけれども、今回の道の駅のコンセプトということをもとめる上においても、ただつくるというだけではなくて、その取組過程もできるだけオープンにして発信しながら、新しい道の駅のコンセプトを広めて、グランドオープンまでにその機運を高めていくと。その過程も大事にしていこうということも、関係者の中で、検討委員会レベルでも検討してきた経過がございます。そこを改めて今後進める上で、きちんと抑えながら対応していく必要があるかなと思っております。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 ライフジャケットの詳細な用途、使用目的ということになるかと思いますが、消防団、水防活動時になりますので、水防団として活動する際に活用になります。

実際に、昨年度もそうでしたが、避難情報の発令などがございまして、その巡回広報、あるいは危険箇所巡回、避難誘導、こういったことで活動していただいて、昨年度もそうやって実際活動していただきましたし、今後も場合によってはそういう活動を

お願いすることがあろうかと考えております。

その際に、昨年度の話などもいろいろ水防団の方に伺っておりますけれども、大変危険な思いをしたと。思いがけない方向から浸水してきたりしたんだという話も伺っておりますので、そういった際にライフジャケットを着用していただければ、消防団の人の命が守られると考えておりますので、消防団が水防団として活動する際の命を守る道具として考えているところでございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 町民に、道の駅のこの先の全体のスケジュールの話をするときに、令和5年4月グランドオープンと私どもが明言してしまっているのかどうか、確認しておきたいと思うのですが、4月と言っていいのですか。それとも、令和5年4月頃なのでしょうか。どうなのかな。それも一応お聞きしておきますかね。それだけもう1回お聞きします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 あくまでもこれは予定でございますけれども、予定としましては、令和4年2月末には工事を完了して、グランドオープンに向けて準備を進めるということで、今……。すみません、令和5年2月です。2月には、予定としましては、計画としましては、そのスケジュールで行っておりますので、今のところ、4月予定ということでお願いしたいと思います。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

議長から申し上げます。ここで2時55分まで休憩いたします。

休 憩 午後2時44分  
再 開 午後2時53分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 私も同じような内容になりますけれども、よろしくお願ひします。

18、19ページ、3款2項2目、児童措置費、国庫支出金653万4,000円、子育て世帯生活支援特別給付金支援事業費システム改修委託料240万円、子育て世帯生活支援特別給付金400万円、提案理由では趣旨として、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための費用を追加するものとあります。予算措置で児童手当15歳まで、70人、掛ける、5万円で350万円、高校生以上で非課税の世帯、10人、掛ける、5万円で50万円、合わせて400万円の予算ということで、事業実施時期が令和3年6月以降ということで説明がありましたけれども、支給はいつ頃になるのかお伺いしたいと思います。本給付金は交付金受取口座登録法上の特定公的給付に指定されており、マイナンバーを利用した管理や、課税情報等の確認が可能であると思います。これにより、対象者の多くに、申請不要で支給できるようになると思っておりますけれども、先ほど課長答弁では速やかにやっていくということでございます。確認のため、いつ頃になるのか伺います。

次に、システム改修委託料240万円の内容について伺います。

次に、30、31ページ、10款1項6目ICT教育推進費、委託料246万4,000円、ICT教育推進費のギガスクールサポーター業務委託料について伺います。

標準補助額の計算式を見ますと、補助事業者における対象学校、割る、4、掛ける、2、4校に2人、雇用単価年間230万円、そ

れを半年の2分の1で割り、補助率が2分の1という式があります。それで考えますと、河北町の場合は標準補助額が172万円ほどになると思いますけれども、今回の国庫支出金を見ると123万円ほどとなっております。内部でどのような検討がなされたのかお伺いしたいと思います。

あと、この計算式では4校に2人のイメージなのですが、先ほどの答弁では1人ということでした。その中で、どういう検討がなされたのか、お伺いしたいと思います。

あと、業務委託の内容についてお伺いします。学校におけるICTの環境整備の設計、あるいは使用マニュアルの作成、工事や納品対応、初期設定、使用方法の周知などと承知しておりますけれども、ギガスクールサポーターは納品における業者対応とあるので、業務委託の内容についてお伺いします。

それと、期間についてお伺いしたいと思います。これは半年と考えてよいのかお伺いしたいと思います。

あと、ギガスクールサポーターの仕様書についてお伺いします。

今回予算が成立すれば、仕様書をつくるのだらうと思いますけれども、仕様書の作成に当たって、他の自治体の仕様書を参考にするのか、あるいは端末整備やネットワーク整備事業者に相談するのか、そこら辺のところを答弁お伺いしたいと思います。

あと、オンラインを活用した家庭学習の運用が安定的に実施できるようになるまでの対応は可能かお伺いしたいと思います。先ほどモバイルルーターの貸出しということがありましたけれども、安定的な運用ができるまで対応が可能なのかお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお祈りします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 19ページの3款2項2目児童措置費の子育て世帯生活支援特別給付金支援事業でございますが、先ほど木村議員にも申し上げたところでございますけれども、令和3年度分の課税情報が必要であるということで、特別徴収分については5月頃送付になっているということだと思いますが、普通徴収については6月頃と聞いております。そういった状況で、6月以降、そういった情報が町民の皆さんに届くこととなりますので、それ以降、受け付けるという形にはなるかと思っております。

終期はいつかということなんでしょうけれども、一応申請期限につきましては、国の基準等でございますが、令和4年2月末までとなっております。先ほども申し上げましたけれども、まず八、九割、児童手当、特別児童扶養手当等の情報がもう既に入っておりますので、そういった情報のもとに、こちらで情報が知れておりますので、さらには口座情報もございます。申請不要という形になるかと思っております。申請が必要なものにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、家計急変者、あるいは高校生も18歳未満の児童、それから障がい児の場合は二十歳未満までとなっておりますので、そういったところについては申請が必要かなと思っております。システム改修につきましては、そういった課税情報等のマッチングといえますか、そのシステムにおいて、そういった対象者を割り出すためのシステム改修にはなるかと思っております。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 ギガスクールサポーターに関してのご質問にお答えいたします。

初めに、ギガスクールサポーターの補助金についてでございますけれども、補助金につきましては、設置学校数に対して、標準の補助額というのがございます。それに調整額というのがかかりまして、補助金の額については123万2,000円ということになります。

先ほど、基準で4校に1人とかというお話がありましたけれども、こちらにつきましては、ICT支援員が国の基準では4校に1人が望ましいということになっておりますけれども、ギガスクールサポーターにつきましては、教育委員会に1人ということで配置を予定しております。

あと、期間につきましては、7月から3月までということで、週二、三日程度、80日を予定しております。

あと、仕様書につきましては、これから作成を予定しております。

あと、安定的な活用について、モバイルルーター等も貸与しながら対応していきたいと考えております。

○漆山光春議長 「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で11番石垣光洋議員の質疑を終わります。

次に、「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） 私のほうからは2点お願いいたします。

最初に、19ページ、3款2項5目認定こども園428万1,000円ですけれども、こちらの説明書によりますと、入所児童の増加と障がい児保育事業における職員の配置に伴う費用の増額と書いてあります。この入所児童の増加は何人ほどあったのかということと、あともう1点はこちら、25ページ、7款1項7目道の駅河北費ですけれども、先ほど10番議員からもご質問がございました

けれども、この設計なんですけれども、町のコンセプトを盛り込んだ設計ということで言われておりましたので、この設計の大きな特徴は何かということ、ここで話ししていただければと思います。

それと、同じく7款1項6目紅花資料館の36万円修繕費、同じ項の9目どんがホールの修繕費27万円、同じく10目のひなの湯の16万1,000円の修繕費の内容についてお願いいたします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 3款2項5目認定こども園費の認定こども園費でございますが、まず1点目の町外特定教育保育施設運営委託料でございます。河北町のお子さんで町外の保育施設に入っている方がいらっしゃいます。そういった広域的なものを認めているわけですが、その分について、うちのほうで保育施設に委託料を出す必要があるということでございます。そういったことで、大石田のふたば幼稚園に0歳児が1人、それから寒河江の大谷幼稚園に4歳児の方が1人、この2名が増ということで措置させていただいているものでございます。

それから、保育対策促進事業補助金でございますが、これにつきましても保育園等において、障がい児の方と思われる方を扱う場合は、教職員の加配が必要になってございます。そういったときの補助金として支出しているものでございます。今回、あいこども園にそういった方が1名いらっしゃるということで、職員1名の加配を補助金で増額しているものでございます。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 道の駅河北の設計の内容でございますけれども、こちらにつきましては、3月に議員の皆さん方にも報告い

たしました道の駅河北の管理運営についての最終報告、こちらを基にさせていただきたいと考えております。

内容としましては、1階につきましては、テークアウト、物販、イベント、観光情報のスペースのほかに、ワイン工房を設置するところが大きな目玉になるかと思えます。そのほかに新たにトイレも設置するというものでございます。

2階につきましては、町内製品の展示、販売のほかに、ワインやシードルの試飲のスペースを設けるといところが大きな特徴かと思えます。

3階につきましては、河北町の食材をふんだんに使用したレストランということで、その基本設計のコンセプトとして、載せていきたいと考えております。

続きまして、紅花資料館の修繕費でございますけれども、こちらにつきましては、紅花資料館の奥のほうにハス池がございますけれども、そのハス池の石の橋が今回の豪雪により折れたということがありましたので、それを修繕するものでございます。

どんがホールの修繕でございますけれども、こちらにつきましては、どんがホールの北側の自動ドアが壊れましたので、それを修繕するという、日新社側といたしますか、そちら側です。そちらの自動ドアを修繕するというものでございます。

あと、紅花温泉ひなの湯でございますけれども、こちらにつきましては、東側のボディシャワーが壊れましたので、そちらを修繕するものでございます。以上です。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） 分かりました。

3款2項5目認定こども園のほうですけれども、それでは今本町では待機児童の方はいらっしゃるのか、ちょっとそこをお聞き

します。

それから、道の駅のほうは大変よく分かりました。ありがとうございました。では、その1点だけお願いいたします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 令和3年度の入所の状況におきましては、待機児童者はゼロでございます。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。以上で終わります。

○漆山光春議長 以上で12番細矢誓子議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第47号令和3年度河北町一般会計第3回補正予算については、原案のとおり可決しました。

次に、議第48号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（8番の通告あり）

それでは、「8番松田收作議員」

○8番（松田收作議員） 10、11ページですね。

1款2項1目の道路、管渠建設費ですか、1,000万円を減額して、同額が補償金になっておりますけれども、これは振替になったのか、それとも補償金ってどういう意味のあれがあるのか、そこの違いをお聞きした

い。

○漆山光春議長 「今部上下水道課長」

○今部憲治上下水道課長 10ページ、11ページ、1款2項1目管渠建設費の組替えでございます。土木工事ということで、うちのほうでは下水道工事を行っているわけですが、下水道管の埋設に伴いまして、水道管が支障になる場合がございます。その場合、水道会計に補償金としてお金を支出しまして、水道会計でその移設工事を行っていただいております。

このたび、補償金を計上しておったのですが、詳細設計の結果、補償金が足りないということで、土木工事のほうはもう8割方発注しておりまして、その請差分が出ているということで、このたび1,000万円を補償金に組替えをさせていただきたいという内容でございます。

○漆山光春議長 「8番松田收作議員」

○8番（松田收作議員） これは水道、いわゆる土木工事をやるのに、水道を回してやるという、そういうことの補償金ということになるわけですか。

○漆山光春議長 「今部上下水道課長」

○今部憲治上下水道課長 その補償につきましても、切り回し、もしくは当たる水道管がかなり老朽化している場合には、布設替えという方法もございます。このたびの場合はかなり老朽化している水道管ですので、布設替えの予算として計上しているところがございます。

○漆山光春議長 「8番松田收作議員」

○8番（松田收作議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、8番松田收作議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第48号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第1回補正予算については、原案のとおり可決しました。

次に、議第49号令和3年度河北町水道事業会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第49号令和3年度河北町水道事業会計第1回補正予算については、原案のとおり可決しました。

次に、議第50号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。担当課長の説明を求めます。

「矢作税務町民課長」

○矢作勲税務町民課長 議第50号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

令和3年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が公布及び施行されたことにより、町税条例の一部を改正するものであります。

第14条の2第2項は、法改正に伴う規定の整備で、個人の町民税の非課税の範囲に関し、国外居住親族に係る扶養控除の見直しについて適用するものであります。

第23条の2第1項第4号から第10号まで及び第12号は、法改正に伴う規定の整備で、特定公益増進法人等に対する寄附金の目的について、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除外することを追加する改正であります。

第28条の3第1項は、法改正に伴う規定の整備で、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書に関し、国外居住親族に係る扶養控除の見直しについて適用するものであります。

附則第2条の5第1項は、法改正に伴う規定の整備で、個人の町民税の非課税の範囲等に関し、国外居住親族に係る扶養控除の見直しについて、適用するものであります。

附則第3条は、法改正に伴う規定の整備で、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関し、令和9年度まで5年間延長するものであります。

附則第1条はそれぞれの施行期日を定め、附則第2条は町民税に関するそれぞれの経過措置を定めるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第50号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

次に、議第51号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作税務町民課長」

○矢作勲税務町民課長 議第51号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正による新型コロナウイルス感染症の法的位置づけに関する定義、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨により被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

附則第16条は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症を言う。以下同じ）」に改め、減免申請書の提出期限の特例を改正するものであります。

附則第17条は、令和2年7月豪雨により、被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を改正するものであります。また、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第51号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

次に、議第52号河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作税務町民課長」

**○矢作勲税務町民課長** 議第52号河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、新型コロナウイルス感染症法における法的位置づけについて、指定感染症から、新型インフルエンザ等感染症に変更されたことから、条例の一部を改正するものであります。

附則第3項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を、「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告された

ものに限る。)である感染症を言う。以下同じ)」に改めるものであります。

この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第5項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第52号河北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

次に、議第53号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 議第53号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今般の改正は、議第51号国民健康保険税条例の一部を改正する条例と同じように、国の通知により新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した被保険者及び令和2年7月豪雨により被災した被保険者等に係る保険料の減免申請をさらに

延長するため、申請書の提出期限の特例に関し、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容について申し上げます。

本条例附則第6条の新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例において、新型コロナウイルス感染症を、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスに定義し、また新型コロナウイルス感染症に関する介護保険料の減免申請書の提出期限を、町長が指定する日とする特例について、令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に期限があるものについて、延長するものであります。

さらに、附則第7条の令和2年7月豪雨に関する保険料の減免申請書の提出期限を、町長が指定する日とする特定について、令和2年度及び令和3年度分の保険料で令和2年7月豪雨に伴う災害の被保険者に係る令和3年4月から6月分までの3か月相当分を延長するものであります。

なお、改正後の条例は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第53号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

**○漆山光春議長** 日程第3、請願付託案件の常任委員長報告、採決を行います。

総務産業常任委員会委員長、9番丹野貞子議員から報告を求めます。

「9番丹野貞子議員」

**○9番(丹野貞子議員)** 総務産業常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、総務産業常任委員会に付託されました請願について、審査の経過と結果について報告を申し上げます。

去る6月3日、本会議散会后、委員会室において、委員全員と事務局から嶋田総括主任が出席し、説明員として増川農林振興課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願書について申し上げます。

請願の趣旨は、新型コロナウイルスの感染拡大による米需要の消失から、過大な流通在庫と米価下落が危惧されている。このままでは多くの米農家が米づくりから撤退することにつながりかねないことから、政府の責任による過剰在庫分の市場隔離対策とミニマムアクセス米の輸入数量調整など、国内産米優先の米政策に転換することを強く求める意見書を、政府に対し提出することを求めるものであります。

委員会では、米価下落は食生活の変化による米離れや、これまでの生産調整の影響はあるものの、コロナ禍によるさらなる需要の急減の影響は大きく、今の状況では需給改善のために、政府による過剰在庫の市場隔離が必要であるという意見、本請願の内容は妥当であり、本請願に係る事項を政府

に要望していく必要があるなどの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択と決定いたしました。

以上、本委員会での審査の経過と結果について報告を申し上げ、委員長報告といたします。

**○漆山光春議長** 請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願書については、委員長報告では採択であります。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本請願を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、請願第3号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願書については採択と決定しました。

**○漆山光春議長** 日程第4、議員の派遣についてを議題とします。

採決します。

お手元に配付のとおり、議員を派遣するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午後3時26分

再 開 午後3時37分

**○漆山光春議長** 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午後3時38分

再 開 午後3時40分

**○漆山光春議長** 休憩を解いて再開します。

**○漆山光春議長** 日程第5、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可についてを議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

**○漆山光春議長** 追加議事日程第1号に入ります。日程第1、議案の上程を行います。

議第59号 令和3年度河北町一般会計第4回補正予算について

議第60号 損害賠償の額の決定について  
議員発議第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出について

以上3議案を一括上程します。

**○漆山光春議長** 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本日、追加でご提案を申し上げます。つきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第59号令和3年度河北町一般会計第4回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年12月18日、河北町コミュニティセンターの駐車場において発生した物損事故に係る損害への賠償により、歳入歳出それぞれ50万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億1,424万9,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

2款総務費の総務管理費については、令和2年度中に発生した物損事故に係る損害への賠償金を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

19款繰入金については、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

21款諸収入については、同物損事故に係る保険給付金を追加するものであります。

以上が、令和3年度河北町一般会計第4回補正予算の概要であります。

次に、議第60号損害賠償の額の決定について申し上げます。

同物損事故に基づく損害賠償の額を決定す

るため、地方自治法の規定により提案するものであります。

以上、本定例会に追加提案いたしました2議案の提案理由についてご説明申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○漆山光春議長** 続いて、「9番丹野貞子議員」

**○9番（丹野貞子議員）** 提案理由の説明を行います。

議員発議第4号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣、厚生労働大臣に意見書を提出するものです。

その内容につきましては、お手元に配付してあります意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」から2019年産米の過大な流通在庫が生まれた。しかし、政府は有効な手立てをとらず、2020年産米の市場価格は大幅に暴落した。政府は36万トンの上乗せ「減反」を打ち出したが、とても受け入れられる数量ではない。感染拡大によるさらなる消費減少により、2021年産米の昨年以上の米価下落が危惧されている。

1月末に2021年産備蓄米の入札が行われ、わずか30社が1万1,000円台という安値で99%近くを落札し、従来の備蓄米取扱業者は売り先を失い、米市場に新たな混乱を招いている。

このままでは、JAなどの米概算金等も備蓄米落札価格を反映した低水準に下落しか

ねず、多くの米農家が米づくりから撤退することにつながりかねない。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任をもって市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されない。政府の責任による緊急買入などの、特別な隔離対策が不可欠である。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス米は、毎年77万トンも輸入されている。国内消費量は30年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていない。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要である。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るため、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

#### 記

1 コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食料支援で活用すること。

3 主食用米から飼料用米等への転換にあたっては、産地交付金などの増額を図り主食用米並みの所得を生産者に補填すること。

4 国内消費に必要なないミニマムアクセス米の輸入を、当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月8日

山形県河北町議会 議長 漆山光春  
衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山東昭子 殿  
内閣総理大臣 菅義偉 殿  
財務大臣 麻生太郎 殿  
農林水産大臣 野上浩太郎 殿  
経済再生担当大臣 西村康稔 殿  
厚生労働大臣 田村憲久 殿

以上、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。間もなく午後4時になろうとしておりますが、本日の議事日程が終了するまで時間を延長したいと思います、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が終了するまで時間を延長します。

○漆山光春議長 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○漆山光春議長 議事の都合上、令和3年度河北町一般会計第4回補正予算に関する議案について先議します。

最初に、議第60号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 議第60号損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

令和2年12月18日、午前9時15分頃、河北町コミュニティセンターの駐車場におい

て、河北町谷地字東96番地1東団地1-4-2、武田直美氏が所有する自家用車にコミュニティセンターの屋根に積もっていた雪が落下し、東側に駐車していた車が破損いたしました。

このことにより、町の負担として50万3,811円が発生したところであります。

今後、これまで以上に施設の安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、よろしく願い申し上げます。

**○漆山光春議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

「4番佐藤修二議員」

**○4番（佐藤修二議員）** 1点だけ確認しておきたいのですが、これはこの人というわけでは

ないのですが、例えばその町のそういう団地に居宅している人なわけですが、今回ね。昨年度と家賃の計算間違いで対応して、いろいろ来たわけですが、応じなかった人もいたり、あるいは家賃の遅延している人がいたりしている場合がある。この人とは言わないです。もしもそういう人がこういうことで、町がこの人に払わなければならない。でも、町ももらいたいものもあるなんていうときは、どういう対応をなさるのですか。

**○漆山光春議長** 暫時休憩します。

休 憩 午後3時51分

再 開 午後3時55分

**○漆山光春議長** 休憩を解いて再開します。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長** 今回の議

案にございます損害賠償につきましては、町で支払うべきものということで、債権者といえますか、その方がほかの町の債権となる金額があったとしても、支払うべきものということでもあります。

ただ、ものによっては、相殺できるというものもある可能性がありますので、そういった場合には法令に照らして、あるいは顧問弁護士等に相談して決めていきたいと考えております。

**○漆山光春議長** 「4番佐藤修二議員」

**○4番（佐藤修二議員）** 終わります。

**○漆山光春議長** 以上で、4番佐藤修二議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第60号損害賠償の額の決定については原案のとおり可決しました。

次に、議第59号令和3年度河北町一般会計第4回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第59号令和3年度河北町一般会計第4回補正予算については、原案のとおり可決しました。

次に、議員発議第4号新型コロナ禍による

米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第4号新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出については原案のとおり可決しました。

**○漆山光春議長** ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

6月3日から本日まで慎重にご審議いただき、全ての議案についてご可決賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

また、諸案件の審議過程にいただきました貴重なご意見を今後の町政執行に十分反映できるよう努力してまいりる所存でございます。

さて、町といたしましては、65歳以上の高齢者の方々への新型コロナワクチン接種につきまして、7月末までの接種完了に向け加速して実施してまいります。また、64歳以下の方々への接種につきましても、町医師会のご協力をいただきながら、安全かつ迅速に接種できるよう、具体的な実施方法を検討してまいります。

町民の皆様には、感染拡大の防止に引き続きご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

議員の皆様の変わらぬご支援を賜りながら、町の様々な課題に対応してまいりたいと思いますので、町勢の発展とさらなる住民福祉向上のために、ご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○漆山光春議長** 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和3年6月河北町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後4時00分 閉会

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和3年6月

河北町議会議長

河北町議会署名議員

河北町議会署名議員